

第4編

清代内河水運の諸相

第1章 清代湖南の水運

1 緒言

光緒三十二年（明治39、1906）正月十九日付の湖南巡撫であった龐鴻書の奏摺によれば、

湘省、南連黔、粵、多係山郷、北濱洞庭、向稱澤國、共間平原、沃土只有此數¹⁾。

と記しているように、湖南省は、南は四川、廣東省に連なり山地が多いと言っても、北部に洞庭湖があって沢国と称せられた肥沃で広大な平原を有していた。

湖南の水運の最大の問題点は、洞庭湖及び湘江、沅江などの季節的に大きな水位差を生じる江水における水量の多寡にあった。光緒三十二年正月二十八日付けの湖南巡撫龐鴻書の奏摺に「湖南水道、…下游每值秋冬水涸、輪船即不能行駛」²⁾とあるように下流域は毎年の秋から冬にかけての季節は水量が乏しく、汽船の航行は不可能であると見做されていた。湘水の水位に関して長沙『大公報』第511号、民国6年（1917）2月1日付の「本省新聞、湘潭要聞」によれば「上年冬間、天久不雨、湘河水流淺涸、…小火輪、数月不能直通」とあり、日照により湘水、湘河の水位が低下し汽船の航行が困難であった。



湖南汽船会社の船長を務めた小関世男雄³⁾も「風浪季、減水季ニ際シテハ往々帆船ノ安全ニシテ快速ナルニ如カザルコトアリ」⁴⁾と

記し、また洞庭湖は「約琵琶湖ノ二倍ナリ。湖中一條ノ滯筋ノミーノ河流トナリテ残存シ、湖ハ化シテ一大平原トナル。湖水ハ岳州ヲ過キテ流レ長江合ス。其水或ハ浅ク或ハ深く、冬季ニ於テハ三呎ヨリ一尋半乃至四尋トス、三、四月ノ頃ヨリ洞庭湖ニ注入スル諸口ノ河水ハ増加シ洞庭ノ平野ハ漸次湖水ノ觀ヲ呈シ、洞庭ノ平原ヲ屈曲シツツ流ルル處ノ河筋ハ水面下ニ没入セラレ、其所在ヲ認ムルコト難ク水流及水色ニテ之ヲ識別スルコト能ハサルヲ以テ汽船帆船ノ航行最モ困難トスル所ナリ」⁵⁾と記すように実際に汽船の運航に携わらなければ知り得ない事実を明確に記していると同時に、湖南の水運の困難さが知られる。そのため、汽船より軽便な帆

1) 『宮中檔光緒朝奏摺』第22輯、台北・故宮博物院、1975年3月、769頁。

2) 『宮中檔光緒朝奏摺』第22輯（台北・故宮博物院、1975年4月）、786頁。

3) 松浦章「湖南汽船会社の沅江丸船長であった小関世男雄」『環流』No.7、2008年7月、10～13頁。

4) 小関世男雄『海事要綱』台北・日本物産会社、明治40年1月、319頁

5) 小関世男雄『海事要綱』327頁

船が適しているとも見られたのである。

そこで本章では湖南の水運の状況について述べてみたい。

2 1902年「清国洞庭、鄱陽両湖沿岸事情」に見る湖南民船航運

明治35年（光緒二十八、1902）『通商彙纂』第247号に掲載された明治35年9月18日付の在漢口帝国領事館報告の「清国洞庭、鄱陽両湖沿岸事情」によれば、第一が湖南省で、第二が江西省についての報告である。その最初の湖南省では、岳州と長沙間の水路情況について、

岳州ヨリ長沙間ニ於テ従来民船ノ繫泊處トシテ稱セラル地方ハ鹿角、磊石、琴棋灣、土星港、榮田市、蘆林潭、湘陰縣、毫河口、靖港、新康、丁字灣、三叉磯等ノ各處アリト雖トモ、右ノ内、第一靖港、第二湘陰、第三蘆林潭ヲ除キ他ハ僅カニ民船ノ寄港所トシテ、之カ需要物品ヲ供給スルノ目的ヲ主トシテ成立チタル人家五六十乃至百餘戸ノ小地方ニ過キス⁶⁾。

とある。岳州より長沙に到る間の停泊地に靖港、湘陰、蘆林潭があった。各港の状況は次のようであった。

靖港 長沙ヲ去ル六十清里ノ下流ニ在リ、人家二千餘戸、市街ノ規模、家屋ノ構造他地ニ比シ頗大ニ米穀ノ市場トシテ稱セラル。他ヨリ輸入サルモノハ雜貨ヲ重トシ、付近ニ於ケル出入貨物ノ小集散地ナリ。

湘陰 長沙ノ下流百二十清里ニ在リ、江ニ臨メル一縣城アリ、商業繁盛ト稱スヘキ非サレトモ、地方官ノ所在地ナルヲ以テ、自カラ其体裁ヲ備エ先靖港ニ次クヘキ市鎮ナリ。

蘆林潭 長沙ノ下流百五十清里ニ在リ、人家僅三百餘戸ト雖トモ、長沙・常德・岳州間船舶ノ必経スル三叉ノ衝点ニ位シ、貨物、乗客ノ接続處トシテ最便ノ港ナリ⁷⁾。

靖港は米穀市場として、湘陰は県城があつて政治上重要地、蘆林潭は水上交通路において重要な分岐点であつた。

そして、この水路を航行する民船として次のものが知られる。

支那形帆船		
船形種類	営業	船籍
滿江紅	多クハ官吏公用ノ乗船ニ充ツ	淮河、湖北
把桿船	乗客用	衡山縣地方
釣鈎子船	多ク石炭ヲ載シ南京・鎮江ニ下リ 歸リニ鹽ヲ載シテ上ボル	湘郷・益陽地方
小駁船	石炭ヲ載シ長沙或ハ漢口ニ下リ	衡州、郴州

6) 『通商彙纂』第247号、36頁。

7) 『通商彙纂』第247号、36頁。

歸リニ雜貨ヲ載シ、又客ヲ乗ス	湘郷
倒扒子船 米及石炭ヲ載シ漢口ニ下リ	長沙、湘郷
歸リニ雜貨ヲ載シテ上ボル	
烏杠子船 多クハ湖南各港ヲ往来シ、時トシテハ	湘陰、新康
載煤漢口ニ下ルコトアリ ⁸⁾	

以上ハ地方ニ於ケル著名ノ民船ニシテ運輸往来重ニ右ニ依ル。

とあり、湖南地方における主要な民船名である満江紅、把桿船、釣鈎子船、小駁船、倒扒子船、烏杠子船とその活動内容や活動領域、そしてその民船の基盤とした船籍地を記している。

岳州と長沙の間の航行日数について、

民船 岳州ヨリ長沙ニ上ホルニハ北風ヲ順トシ、早キハ二日ニ達シ得ヘク、通常ニ在リテハ五六日ヲ要ス。下リニハ南風ヲ順トシ早キハ一日ニテ達シ得ヘシト云フ⁹⁾。

とある。岳州と長沙との間は174km¹⁰⁾ あることから、順風を得られれば遡航に際して2日間、下航には1日であったことがわかる。

長沙における民船の集結情況に関して、同報告は、

帆檣林立船舶密集ノ處ハ大西門外及小西門外ヲ以テ最盛ナリトシ、當時大型民船ノ繫泊セルモノ千二百餘隻ヲ見ル¹¹⁾。

とある。20世紀初めの長沙には1,200隻もの民船が停泊していたのであった。

長沙における貨物の集散情況については、さらに

此地集散ノ貨物ハ附近地方並ニ湖南各内地ヨリ水運ニヨリ下リ集リテ、又再ヒ下流地方ニ運送セラレントスルモノ及ヒ、長江ヨリ洞庭ヲ經湘江ヲ上ホリテ、各内地ニ分散セラレントスルモノ總テ一旦此地ニ集散ス。…目下此地ニ集散スル重ナル貨物ニシテ、上流内地及附近ノ産出ニ係リ、下流各省ニ轉運サルルモノハ重ニ米、麻、布、茶、紙、木材、石炭等ニシテ、下流ヨリ輸入セラルル主ナルモンハ鹽、砂糖、絹織物、鴉片及外國各雜貨等ナリ、鹽ハ淮安ヨリ、絹織物ハ南京、及蘇杭州地方ヨリシ漢口ノ手ヲ經ルモノ少ナク外國雜貨モ總テ上海ヲ本トシ居ルト云フ¹²⁾。

とある。長沙には水運によって各地からの貨物が集荷され、また各地へ散荷された。

民国20年（1931）7月の『湖南各縣地理調査筆記』地理類には長沙、湘潭の汽船交通に関してそれぞれ次のようにある。長沙は「輪帆交通、民商称便、輪船可往來之地」とあるように、輪船並びに帆船などの水上交通に便利であり、輪船即ち汽船の来航が容易な地であった。ま

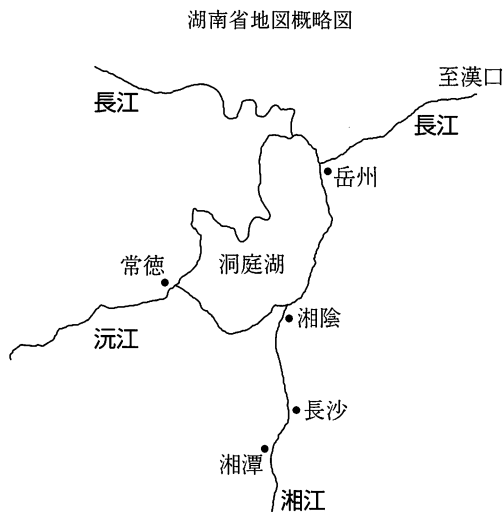
8) 『通商彙纂』第247号、37頁。

9) 『通商彙纂』第247号、37頁。

10) 長沙—岳陽は水路では174km「湖南省内河航線里程図」『中国交通營運里程図』人民交通出版社、1991年3月367頁。

11) 『通商彙纂』第247号、37頁。

12) 『通商彙纂』第247号、38頁。



た湘潭における民船事情には、

民船上通兩廣、下出兩湖、其縣西漣水下游。

とある。湘潭からは上流部は廣東や廣西に通じ、下流部では湖南湖北へと通じており、西部は漣水水系の下流部に連なっていたのである。

岳州から湘潭の間の汽船の運航の場合は湘江、洞庭湖の水位によって湘潭までの汽船の運航が決定された。先の在漢口領事館報告の注記に、

目下減水ノ季ニ際スルヲ以テ、岳州以上ハ支那固有ノ民船ヲ以テ接続ス¹³⁾。

とある。減水期にあつては岳州上流域の水路への汽船航行は困難のため湖南の汽船航路は漢口・岳州間にとどまっていた。

湖南航路の最大の問題点は、湖南における河川の水量の多寡にあった。光緒三十二年（明治39、1906）正月二八日付けの湖南巡撫龐鴻書の奏摺に、

查、湖南水道、僅與廣西・貴州相通、均係邊遠省分、貿易素非繁盛、且上游離河險狹、難容巨艦、下游每值秋冬水涸、輪船即不能行駛¹⁴⁾。

とある。

湖南省の水路は廣西省と貴州省とに通じているが、いずれも辺境の地に当り、両省は貿易が盛んでない地方である。その上、両省に通ずる上流水域は流れが激しく、水路が狭いため大きな船が通過することが困難である。さらに、下流水域は毎年の秋から冬にかけての季節は水量が乏しく、汽船の航行は不可能であると見做されていた。

湘水の水位に関して長沙『大公報』第511号、民国6年（1917）2月1日付けの「本省新聞、湘潭要聞」によれば、

13) 『通商彙纂』第226号、39頁。

14) 『宮中檔光緒朝奏摺』第22輯、台北・故宮博物院、1975年4月、786頁。

上年冬間、天久不雨、湘河水流浅涸、…長（長沙）・湘（湘潭）小火輪、数月不能直通、運輸須放中間、用民船積換、…最小火輪、非有深四尺数寸、不敢通航、故近日仍須用民船交接、六、七里云。

とあるように、日照りのため湘水、湘河の水位が低下し、長沙と湘潭間の水運は汽船の航行が困難となり、民船即ち帆船を使用して行われたのであった。

3 日本領事報告に見る湖南の民船航運

明治38年（光緒31、1905）3月30日付の在長沙領事館の分館の報告である「清国湖南省湘潭商業視察復命書」によれば、湖南の水運の状況を次のように記している。

交通 目下ノ交通機関トシテハ汽船・民船ノ二種ニシテ、汽船ニテハ湖南南汽船会社ノ沅江丸、湘江丸ノ二隻定期ニ漢口・湘潭間ヲ往復シ太古・怡和ノ両洋行各一隻（昌和、沙市）ノ汽船ハ不定期ニ漢口・湘潭間ヲ往復ス。此外長沙・湘潭間ノミヲ往復スル小汽船三隻アリ。即チ両湖汽船会社ノ所有小汽船湘靖及ヒ、漢口ニ在ル清国人所有ニ係ル江天、鴻昇ノ二小汽船ニシテ右三隻小汽船ハ専ラ長沙・湘潭間乗客ノ輸送ニ従事シ、毎日各汽船共兩地一回宛往復ス。其航行時間ハ上水、即チ長沙ヨリ湘潭ヘ約五時間。下水即チ湘潭ヨリ長沙ヘ約四時間ヲ要シ、一人前一個ノ荷物ヲ携帯スルコトヲ得ル者ニシテ、乗客賃錢二百四十文。輸送乗客数ハ湘清一日平均約百七八十人、他ノ二隻ハ平均三四十人ニ過キスト云フ。此等諸小汽船ハ何レモ喫水六七尺ヲ有スルガ故ニ減水期ニ入ルトキハ、長沙・湘潭間ノ二浅灘即チ焦灘・泥猷灘ノ水深僅カニ二三尺ニ至ルヲ以テ早ク其航行ヲ停止シ、湖南汽船会社ノ如キ特別ノ構造ヲ有スル汽船ヨリモ遙カニ、其航行期ヲ短縮ス。尚ホ漢口・湘潭間ノ交通ニ至リテハ岳州・湘潭間ニ数ヶ處ノ浅灘アリテ、冬期減水期間中ハ各浅灘共僅カ二三尺ニ過キササルニ至ルガ故ニ、毎年冬期三四ヶ月間ハ漢口・湘潭間汽船ノ交通ヲ杜絶スル者トス¹⁵⁾。

とあり、湖南汽船会社は漢口・湘潭間の航路ではイギリスの太古・怡和の両洋行と、長沙・湘潭間航路では両社に加え中国の両湖輪船公司との激しい競争が待ち構えていた。さらに冬期の減水期には洞庭湖内の水量によって汽船の航行が困難な問題が毎年繰り返されたのである。

大正13年（1924）10月上梓の外務省通商局による『在長沙帝國領事館管轄区域内事情』第十章交通及通信、第一節交通には、

本省ハ水路四通八達シ省内ノ交通ハ勿論省外ヘハ交通モ亦之ニ依ルヲ得ヘク即チ洞庭湖ヨリ揚子江ヲ遡リテ貴州ニ入り湘江ニ依リ廣東廣西兩省ニ通ス¹⁶⁾。

とある。そして同書、第一項水路交通によれば、

15) 『通商彙纂』明治38年第41号、24頁。

16) 『在長沙帝國領事館管轄区域内事情』外務省通所局、大正13年10月上梓、100頁。

湖南省水路交通ハ洞庭湖及湘江、沅江、資江、林江ニ依リ各沿岸ノ都市ヲ聯結ス¹⁷⁾。
とあるように、大きな水域を誇る洞庭湖やそれに流入する湘江、沅江などの水域に連なる水路交通が発達していた。

特に湘江における民船交通について、同書には、

常省ハ西曆一八九八年清國政府内河航行章程發布以來ノ航行自由トナリタルモノ其以前ニ於テハ悉ク民船ニ依リテ旅客貨物ノ輸送ヲ為シ局タリ¹⁸⁾。

とされるように、湖南省においては19世紀の末に汽船の航行が自由化されるまで、民船即ち帆船による輸送交通が盛んに行われていたのであった。その民船の運航について、

民船ハ運輸ノ確實迅速且一時ニ多量ノ運搬ニ従事シ得ル等ノ点ニ於テ到底汽船ニ及ハス、時ニ天候ニ左右セラレ或ハ浸水等ノ危険アルモ一方運賃低率ナルト特ニ湖南省河川ハ冬季減水甚タシキヲ以テ接続運輸ノ為メ其間貨物ハ適宜或ハ民船ニ依リ或ハ汽船ニ依リ兩者相犯スナク盛ニ利用セラル。湘江ハ湖南河川中最モ大ナルヲ以テ出入民船日々百隻ニ上ルヘク、其航行可能区域ハ実ニ増水期ニ於テ四百三十哩ニ達シ湘潭、長沙、衡州等ヲ其中心地トス。而テ之等ニ於ケル民船碇泊貨物ノ積卸等ニ關スル設備、遺憾ナク完成シ居レリ衡州ハ直接ニ長沙トノ交通盛ニシテ、増水期ニ於テ一日ノ出入船舶数百隻以上ニ達スト言フ。之長沙方面及郴州、常寧、永州各方面ヨリノ商取引盛ニナルヲ以テナリ¹⁹⁾。

とあるように、時間の正確さ、大量輸送においては汽船の登場によって湖南省の民船も大きな打撃を受けていた。しかし湖南省の水路は増水期、減水期と大きく水位を増減する状況では、軽便な民船がなお有利であったのである。特に洞庭湖から各河川に航行していく際には民船は極めて有効的であった。

それは、次に述べる同書に記される衡山や湘潭の民船事情からも明らかであろう。

衡山ハ民船通過地ニシテ、一日通過数平均二十五隻内外ニシテ、又夕淥口ハ淥水ニ依リ澧州ニ至ルヲ得ヘク磁器ノ輸送盛ニシテ日ニ六十餘隻ニ達ス。

湘潭ハ民船ノ集合地ニシテ來集スル民船モ形長大ナルモノ多ク、其碇泊数平素三千ニ及フ。各碼頭ノ設備ハ民船ニ甚タ便ナルト共ニ大汽船ノ繫留ニモ不便ナラス。

長沙ニ於テモ民船ニ依ル物資商品ノ出入多ク数ニ於テハ湘潭ニ劣ルト雖モ其取引上ニ於テハ到底同日ノ談ニ非ス。

湘江流域で湘潭より上流部の衡山は、民船の通過地と見なされ1日に25隻ほどの来港が見られた。1年にすると9,000隻もの民船が通過していたことになる。湘潭はさらに多く普段でも3,000隻もの民船の停泊が見られる。長沙においても湘潭に及ばないものの多くの民船の往来が見られていたようである。

17) 同書、100頁。

18) 同書、105頁。

19) 同書、105-106頁。

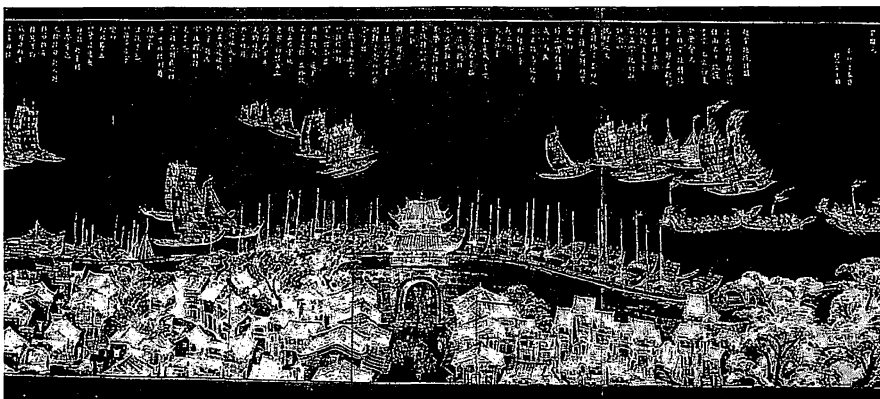
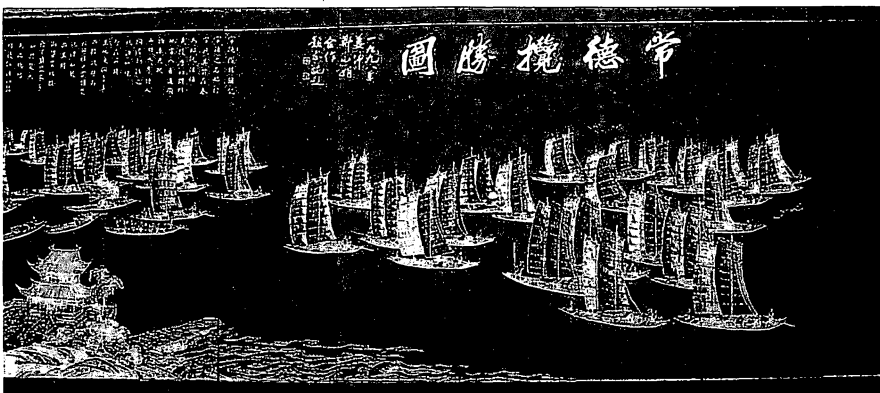
洞庭湖に西方から流入する沅江における水運について『在長沙帝國領事館管轄区域内事情』において、

常德ハ、即チ沅江ノ長沙ト稱スヘク省北部産物ノ移出港ニシテ、又同時ニ同地方移入品ノ集散地ナリ。而テ之等貨物ノ運送ニハ民船ニ依ルモノ多ク、其航行地方ハ省内ハ勿論漢口、沙市ニ及フ。

常德ヨリ上流ニ付テハ貴州ニ通スル漚水ノ航行極メテ盛ンニシテ一年ノ内、十ヶ月間ハ喫水三呎ノ民船ヲ洪江迄航行セシムルヲ得、然シテ四川ニ通スル交通ハ便利ナラス。吃水二呎ノ麻陽船ヲ酉水ノ支流秀山迄通スルヲ得ルノミナリ²⁰⁾。

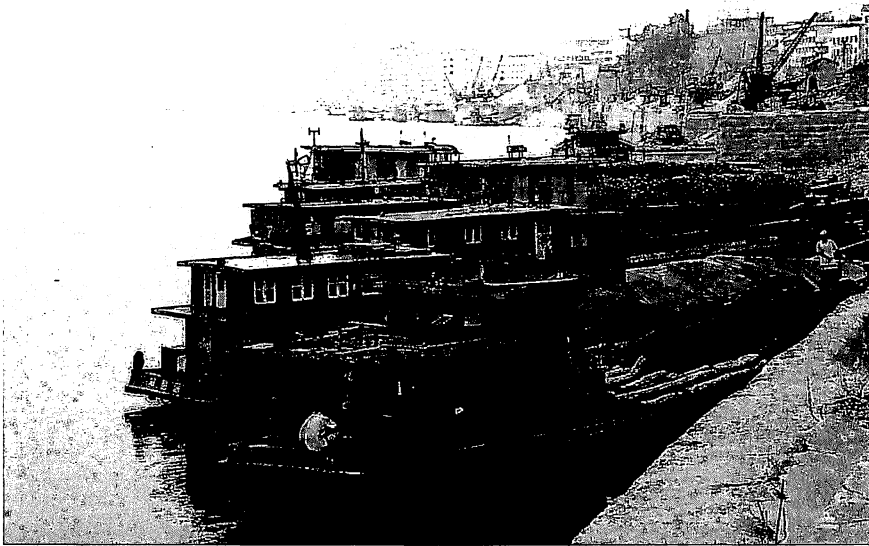
とあり、沅江は洞庭湖の西部の大河であり、その中心地が常德であった。沅江の上流部は貴州に発しているため、貴州に連なる水路によって民船の航行が可能であったようである。

常德下流ヘノ航行ニ付テハ牛鼻灘ヨリ支流ニ入り、洞庭西部ニ出テ、澧水ヲ経、運河ヲ利用シテ沙市ニ達ス。

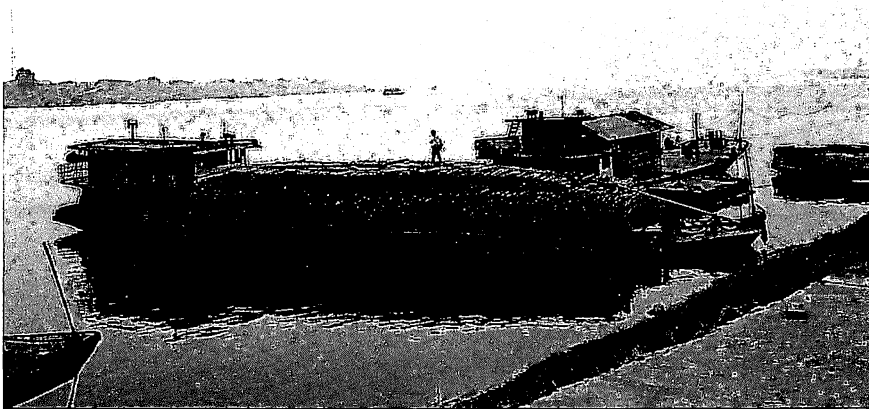


湖南省常德の沅江河畔の壁画（1999年8月撮影）

20) 同書、107頁。



湖南常德 沅江河畔 1999年8月撮影



湖南省常德の沅江河畔 (1999年8月撮影)

漢口ニハ沅江ヲ下リ龍陽縣ノ下流ヨリ洞庭湖ニ出テ蘆林潭ヲ過キ岳州ニ至リテ揚子江ヲ下ルナリ。

桃源ニ輻輳スル民船二百隻ニ達シ、各船増水期ニ於テ百餘擔ヲ、減水期ニ於テ七八十擔ヲ載積シ、貴州省境ニ至ルヲ得、之ヨリ辰州ニ至ル上航八、九日間、下航三、四日間ニテ足ル。

辰州以上洪江間約四百三十支里亦水量多ク、民船ノ航行甚タル活気ヲ呈ス。

漢江ハ竹舟江ト本流ノ會點ニアリ。取引盛ニシテ辰州ヨリ七、八日ニテ航行シ得、民船ノ數ハ銅仁及鳳凰ニ來往スル民船ヲ合シ、二百石以下ノモノ千隻ヲ下ラスト言フ²¹⁾。

とあり、常德から下流域に航行するに際しては牛鼻灘から支流に入り、洞庭西部に入り、澧水を経由して運河によって沙市に赴くことが出来た。漢口へは沅江によって下航し龍陽縣の下流から洞庭湖に入り蘆林潭を経て岳州を経由して長江に入ることができた。桃源においては民船が輻輳しその数は200隻にも達していた。各地からの民船は増水期には100餘擔を積載し、減水期でも70～80擔を載積して貴州省境にまで赴くことができた。辰州へは上航に8、9日間を要し、下航には3、4日間が必要であった。特に辰州から上流の洪江までの約430支里は水量も多く、民船の航行は極めて活発に行われていた。漢江の竹舟江との合流点では取引が盛んであって辰州から七、八日で航行でき、民船の数は銅仁や鳳凰へ來往する民船を合わせると200石以下のものは1,000隻を下回らないとされている。

洞庭湖に関しては、

民船ハ沅江ニ集マリ沿岸都市其他ト往復ス。岳州トノ交通最モ頻繁ニシテ、民船ノ出入數、日ニ五千隻ニ及フト云フ²²⁾。

とあるように、洞庭湖岸の最大の港は岳州であり、そこには一日に5,000隻もの民船が集まっていたのであった。

廣西から湖南省西南部を流れて洞庭湖に流入する資江は、

江水急流ニシテ灘多ク、寶慶地方最モ險惡ナリ。然シナカラ寶慶ヘノ水路交通ハ資江ニ依ル外ナキヲ以テ、今尚ホ此水流ヲ利用セセラレ、寶慶ヨリ流レニ乗シテ下レハ、増水期ニ於テ三日、減水期ニ於テ八日ニシテ下ル、…資水ノ利用ハ寶慶ニテ上下二分シ、其主ナルモノハ下流益陽ニ至ル七百八十支里ナリ。大型民船ヲ通スルヲ得、殊ニ水流急ナルヲ以テ特別ノ構造ト熟練セル水夫トニ依リ、日ニ百隻ノ上下ヲ見ルト言フ。上流ハ五十擔乃至百擔積ノ民船ヲ通シ能ク武岡ニ達スト言フ²³⁾。

とある。資江の水流は激しく寶慶地方が最も危険であるが、しかし寶慶へ赴くには水路の交通である資江の水運を利用するしか方法が無く、寶慶から下航する場合は、増水期には3日、減水期では8日で下航することができた。寶慶から資水の水運については、その主なものは下流の益陽に赴く780支里の距離がある。ここでは大型民船でも通航できるが、水流が激流であるので特別の構造を保有する民船で、しかも熟練した水夫が必要であった。その水域を一日に200隻もの民船の航行が見られた。上流に赴くには50擔から100擔を積載する民船が航行して武岡に赴くことが出来た。

21) 同書、107頁。

22) 同書、108頁。

23) 同書、108頁。

江西省から西流して湘江に流入する涑水は醴陵縣にとって唯一の水路であり、そこでの民船活動は、

醴陵ノ民船出入數一日四五十隻ニ上ル。此ノ民船ハ下航ニモ帆ヲ用ヒス勞力ニ依ル²⁴⁾とある。

湖南省北西部の澧水の流域では耕作地が多く、「其ノ交通運輸ハ専ラ水運ニ依ル」²⁵⁾とされ、澧州と上流部の石門との間では増水期には100石積の、減水期には40石積の民船が利用され、石門からさらに上流部の慈利、永定、桑植までも50石から20石積ほどの民船が航行していたのであった²⁶⁾。

以上のように、湖南省は文字通り巨大な湖である洞庭湖を包含しており、その流域には多くの河川が流入し、その河川において様々な民船活動が見られたのである。

4 小 結

湖南省における民船の活動は、20世紀の前半においても無視できないようであった。それは中華民国政府の糧食運銷局が調査した記録が油印本の形で民国23年（1934年）に刊行され「湘桂粵三江民船運輸調査」²⁷⁾として残されている。

この調査によれば、長沙の民船事情として、衡州幫に属した小駁船が約1,000隻あり、これらの民船は約20噸から10噸を積載することができた。祁陽幫に属した白水船は約700隻あり、これらは約17噸から20噸を積載していた。永州幫に属した把杆船は約600隻あり、こちら約5噸から15噸を積載可能であった。常德幫に属した神州船は約800隻あり、約20噸から80噸が積載可能であった。津市幫や沅江幫に属した倒扒子民船は約700隻あり、6ないし7噸から20噸の重量を積載可能であった²⁸⁾。この長沙の民船を合計してみても4,000隻に近い数になる。民船は形状が様々で一概に同一視はできないが、湖南省ではこのような多くの民船が永く人々の交通や物流のための輸送機関として活動していたのである。

24) 同書、108頁。

25) 同書、108頁。

26) 同書、108頁。

27) 上海図書館所蔵『湘桂粵三江民船運輸調査』（糧食運銷局、民国23年（1934年）（図書番号：線普長50395）による。同書には刊行年月が記されていないが、内容から1920年代前半のものと判断される。本章の末尾にその一部を採録した。

28) 同書。

附：『湘桂粵三江民船運輸調查』（糧食運銷局）抜粹（上海図書館所蔵）

長沙民船運輸情形

一、組織——長沙船舶組織可分二次、一爲船行、一爲船幫、船行組織均爲合股資本不過千元、在地方上無大實力、且負責之信用能力、亦屬有限、船行對於各船戶或則深知底蘊、往來較密、或則臨時報到、令具舖保而後託運、長沙船行在昔爲數本多、施以鐵路修築各貨多趨於車運、致船行業務日漸衰落、故最近較昔之船行、只小西門之石復興一家、其負責人爲李佩南、營業線路則北至湘陰南迄衡州、熟悉船戶有四五百隻、船幫則因地域之不同、而分爲衡州幫、祁陽幫、永州幫、常德幫、津市幫、沅江幫等、其有組織者、則僅衡州祁陽及永州三幫、衡州幫由船戶公權常務委員一人負責現任常委爲黃建候、祁陽幫及永州幫由船戶公權經理一人、現任經理爲曾金鑑、二者因已合而爲一矣。

二、船舶——長沙船舶可大別爲五類、如左。

1. 小駁船—多屬衡州幫、爲數約千隻、載重約二十噸至十噸。
2. 白水船—多屬祁陽幫、爲數約七百隻、載重約十七噸至二十噸。
3. 把杆船—多屬永州幫、爲數約六百隻、載重約五噸至十五噸。
4. 神州船—多屬常德幫、爲數約八百隻、載重約二十噸至八十噸。
5. 倒扒子—多屬津市幫及沅江幫、爲數約七百隻、載重約六七噸至二十噸。

船舶造費、大者約一千五六百元、小者約七八百元、每三年一大修、約需一百八九十元、每年小修一次、約需七八十元、使用年限、若維持得法、可至二十年之久。

三、船員——船舶備用船員方法、多以年計、工資每月六元至八元、有零支者、亦有按月發給者、伙食則船主俱給、普通載重五噸左右之船舶、需船員五六人、十噸左右者則需八九人。

四、運價——由長沙至漢口、若利用火輪、則每噸約六元、小水時候價收費、約十元左右、若利用民船、則九元左右即可、由長至衡每噸約三元至三元五角、糧食運銷局曾與衡屬船業工會、訂定水運合約、每噸國幣三元一角、大水時則可酌減、每噸約二元四角左右、由長至永亦可直達、每噸約七元六角。

五、能力——由長至漢間、民船既多、載重又大、且有火輪行駛、故運輸能力極大、約畧計之、則每日數百噸之運輸能力絕無問題、由長至衡、船隻百噸之運輸能力上無問題、茲者已與衡屬船業工會訂定合同、每日供給運輸能力一百噸、遇必要時並可隨時增加。

六、貨運情形——長沙本地除米糧— 外、甚少其他之出產、其運之貨物多由他處蜂回、普通由長沙南運者、多爲米煤桐油紙張等、每月運量約四萬石左右、大宗貨運多由客商自備船隻由船商家直接負責、並不經船行或船幫之手。

七、碼頭倉庫——長沙爲南北水運要道、故大小西門沿江一帶、碼頭極多、糧食管理幫別之不同、復可分爲四段、即

第4編 清代内河水運の諸相

1. 自太古碼頭至義碼頭屬新碼頭江西幫、幫首爲彭振才、所屬有三八〇人。
2. 自金家碼頭至日清碼頭屬大金碼頭江西幫、幫首爲羅永吉及朱義福二人、所屬有三五〇人。
3. 自義碼頭至迴龍巷屬汽船碼頭長沙幫、幫首爲黃桂盈・龍求生及孟少林三人、所屬有五五八人。
4. 自柵碼頭至普濟公司屬小碼頭長沙幫、幫首爲彭松云・胡維臣及譚冬生三人、所屬有四五〇人。

搬運費規定每石四分、皆可隨時備用。

長沙倉庫設備甚佳、計湖南省銀行省倉庫二所、交通銀行有倉庫五所、聚興誠銀行有倉庫二所、另松記等十一家、各有堆棧倉儲能力約四十萬石、多分佈於大西門小西門、米每石收費四分六厘六毫、皆可隨時交涉存倉。

八、其他——長沙空船行駛毫無捐稅、只卸貨時須納相相當貿用、其他數額以貨價大小而定、谷米出境、則每石須納檢驗費互角。

(以下略)

第2章 清代福建輸出茶葉の一集荷地・江西河口鎮 ：水運と陸運の接点

1 緒言

18世紀以降、清代中国の廣州より欧米に向けて盛んに輸出されたものに茶葉があった。その主要な生産地の一箇所が、武夷山脈北東部の南側即ち福建省側の山麓であった。同地で生産された茶葉は、山越えで陸路により福建省から江西省へ輸送され、信江沿いの河口鎮から江西省内の水運、即ち信江を下り省都南昌方面に向かい、さらに南の廣東省から北に向かって流れる贛江を遡航する水運を利用して江西省の南安府、現在の大余に至り、再び山越えで梅関を経て廣東省の南雄州、現在の南雄市に至って再度水運を利用して廣州まで輸送されていた¹⁾。そして廣州で外国船に積みかえられ海外に輸出されていたのであった。

清代において廣州より欧米に向けて輸出された福建茶葉の集荷地の一所であった江西省河口鎮の地理的状況と現況及び、武夷山市より河口鎮までの道程は、かつての茶葉輸送経路の一端に該当するため、鉛山縣の河口鎮を訪れ実地調査しようと考え2001年8月27日に第九届国際明史学術討論会のために滞在した福建省の武夷山市より車をチャーターして江西省の鉛山縣にある河口鎮を訪れた。武夷茶葉の一集荷地である武夷山市星村より鉛山縣までは山越えの道路を経ておよそ113kmほどある²⁾が、山越えの道路であるため片道三時間ほど要した。

そこで、清代および現在の河口鎮の状況等について、この時の実地調査の行程を含め述べてみたい。

2 清代の河口鎮

江西省の河口鎮は清代において同省内の景德鎮、呉城鎮、樟樹鎮などとともに四大市鎮の一つとされる³⁾。

明治40年（1907）の在長沙帝国領事館報告の「江西ノ商情」の「過去現在ノ商情」によれば、

1) 波多野善大『中国近代工業史の研究』東洋史研究会、1961年5月、第二章「中国輸出茶の生産構造—アヘン戦争前における—」86～144頁。

2) 『中国交通營運里程図集 新世紀版』人民交通出版社、2001年4月、119、125、128頁参照。

3) 松浦章「清代大黃の販路について」『関西大学東西学術研究所紀要』第23輯、1990年3月、50頁。

松浦章『清代海外貿易史の研究』朋友書店、2002年1月、427～428頁。

乾隆以来天下昇平ニシテ各地ノ商情旺盛ヲ極メ、殊ニ江西ハ福建、広東、湖南、安徽ノ間ニ介在セルヲ以テ商況頗ル繁華ヲ呈シ、所謂江西商人ノ基礎ヲ作レリ。当時ノ物産ハ景德鎮ノ磁器ヲ最トシ、吉安贛州ノ商人多クハ景德鎮ノ磁器ヲ鬻賣シテ家ヲ起セリ。各地ノ都市中景德鎮ヲ除クノ外ハ、臨江府ノ樟樹、南昌府ノ呉城ヲ較ヤ繁華ノ地ト為ス。

樟樹ハ吉安、南昌ノ中間ニ在リテ東撫州、建昌ニ連リ西瑞州、臨江、袁州ニ通セリ。呉城ハ揚子江ニ瀕シ、鄱陽湖ニ臨ミ遡上ハ八十清里ニシテ南昌ニ至リ、下ルコト八十清里ニシテ湖口ニ至ル。凡ソ民船ノ南昌ヨリ下リ湖口ヨリ遡上スル者ハ必ス此地ヲ經過セザルベカラズ。故ニ貨物ノ広東ヨリ揚子江ニ運搬セラルル者ハ樟樹ニ集中シタル後、呉城ヨリ輸出セラレ、湖南、湖北、安徽、江蘇ヨリ揚子江ニ入ル貨物ハ呉城ニ集中シタルノ後、樟樹ニ至ツテ各販路ニ分配セラレレノ状態ナリキ。而シテ当時西洋雜貨ノ供給ハ皆広東ヨリ仰ギ、加フルニ漕折ノ制未ダ改メラレズ毎年米穀運送時期ニ至レハ樟樹、呉城ハ実ニ帆樫江ヲ蔽フノ觀アリキ⁴⁾。

とあり、清代における江西省の有力な市鎮の繁栄の状況を概観している。

その四大市鎮とは世界的に有名な景德鎮磁器を生産した景德鎮が最初にあげられる。景德鎮は江西省の東北部に位置し、清代は饒州府浮梁縣に属していた。そして樟樹鎮がある。樟樹鎮について、江西巡撫郝碩の乾隆四十三年（1778）閏六月十七日付の奏摺において、「臨江府属清江縣所轄之樟樹鎮地方、實為水陸衝衢、商民雜處、奸良莫辨、彈壓稽查、最關緊要。」⁵⁾とあり、水陸の交通至便の地であり多くの商民が集散する地であった。同地は江西省の省都南昌の南西部に位置し薬劑市場として有名であった⁶⁾。清代は臨江府清江縣に属していた。さらに呉城鎮がある。呉城鎮についても江西巡撫海成の乾隆四十二年（1777）七月十六日付の奏摺において「呉城鎮、五方雜處、商賈雲集、有彈壓地方、查拏匪竊之責、非強幹之員、不能為理。」⁷⁾とあり、呉城鎮にも各地の商人が集まって来て様々な事件が発生する可能性があるため、官員には強靱で処理能力に長けた人物が必要とされる地であった。同地は長江流域に連なる鄱陽湖の西に位置し、贛江が鄱陽湖に流入する江口にあり、清代は南昌府新建縣に属していた。

これらの三鎮と並ぶのが河口鎮であった。さらに同報告の「各市場情況」に、

廣信府 府城ヲ距ル西方七十清里ノ地ヲ河口鎮ト為ス。人口約八萬、其物産トシテ連泗紙ニシテ年額百余萬元ニ上ル⁸⁾。

と、廣信府の河口鎮は人口は8万人ほどあり、物産の集散地として知られていた。

4) 『通商彙纂』明治41年第2号、明治41年1月13日発行、64～65頁。

5) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第43輯、国立故宮博物院、1985年11月、802頁。

6) 松浦章「清代大黃の販路について」『関西大学東西学術研究所紀要』第23輯、50頁。

松浦章『清代海外貿易史の研究』427～428頁。

蕭放「明清時代樟樹業發展初探」『中国社会經濟史研究』1990年第1期（2月）65～70頁。

7) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第39輯、国立故宮博物院、1985年7月、390頁。

8) 『通商彙纂』明治41年第2号、67頁。

江西省の東部に位置し信江に瀕する河口鎮は、清代においては廣信府鉛山縣に属している。これまで河口鎮に関して、若干の研究があるのみで、日本でもほとんど注目されることはなかった⁹⁾。

河口鎮が大いに発展したのは武夷山産の茶葉の集荷地として江西省内の水運を利用して広東省に輸送されていたことと深く関係する。普通に考えれば武夷山産の茶葉は、武夷山の南麓から陽溪、建溪、閩江等の水運を利用して福州に集荷し沿海航運を利用して廣州に輸送するのが便利と考えるが、清朝はそれを南京条約締結後の五港開港まで許可せず、江西省経由の輸送を強いたのであった。

清代において江西省経由の経路で福建から廣州までは50日から60日を要した。五港開港以降は、内陸水運で福州までは春は4日、秋ならば8日であり、さらに沿海航運を利用すれば廣州までは14、15日程であったとされる¹⁰⁾。それを清朝は永らく遠距離で日数の必要とする輸送方法を命じた。そのため河口鎮は武夷山脈山麓で生産される茶葉の一大集荷地となっていたのである。

1911年の上海東亜同文書院の实地調査報告によれば、

河口鎮は名は鎮名なれども大型民船上航の終点に位し上下貨物の積替地にして、又福建、浙江方面との交通の要衝なるを以て、往時は商業頗る殷盛を極め、呉城鎮、景德鎮と共に江西の三鎮と称せられたりしも、一度長江に汽船通じてより以来、本省西南部一帯の取引は長江筋の奪ふところとなり、為に漸次衰微して今や昔日の面影なし、然れども、前述の如く福建、浙江方面の交通の要路なるを以て、現在も尚商業上有力なる地位を全然失ひたるものと云ふべからず¹¹⁾。

とあるように、河口鎮は長江に汽船航行する以前の帆船航行の盛時において多いに繁栄していたのである。河口鎮が属する上級府廣信府の地方志である同治『廣信府志』卷一之一、疆域に、「河口鎮、三十里距府城（廣信府）、計水程八十里¹²⁾とあり、河口鎮は府城のある廣信府より水路30里の距離にあった。同箇所割り注があり、

9) 徐曉望「河口考察記」『中国社会經濟史研究』1986年第二期、100～105頁。徐曉望「明清閩浙贛辺山区經濟發展的新趨勢」傅衣凌・楊國楨主編『明清福建社会與鄉村經濟』厦門大学出版社、1987年8月、193-226頁。徐曉望「清代江西農村商品經濟的發展」『中国社会經濟史研究』1990年第4期（10月）30～40頁。蕭放「論明清時期河口鎮的發展及其特点」『江西師範大學學報（哲學社会科学版）』1989年第3期（総55期）、62～67頁。

施由民「清代及近代河口鎮的茶葉貿易」『農業考古』1993年第2期、（総30期）、204～207頁。

波多野善大『中国近代工業史の研究』第二章「中国輸出茶の生産構造—アヘン戦争前における—」において「広東への輸送」（118～120頁）において河口鎮の地名が見られる。

陳慈玉『近代中国茶業的發展與世界市場』現代經濟探討叢書、中央研究院經濟研究所、1982年10月、第2章、第1節、3茶産地至通商港的徑路、38～41頁において。若干触れられている。

10) 波多野善大『中国近代工業史の研究』119頁。

11) 『支那省別全誌第十一卷江西省』東亜同文會、1918年12月。103～104頁。

12) 同治『廣信府志』中国方志叢書、華中地方第106号、成文出版社、（1）61頁。

江浙閩粵商販叢集、船隻暫泊¹³⁾。

とあり、河口鎮には江蘇、浙江、福建、廣東からの商人が参集し船舶の寄港する地でもあった。このことは、同治『鉛山縣志』卷三、地理、津梁の福恵河に、

福恵河、在縣治二十五都、即河鎮之小河。(中略)嘉慶十九年同知彭昌運勸捐修復、改名福恵河。(下略)¹⁴⁾

とあり、河口鎮の小河であった福恵河は、嘉慶十九年(1814)に鉛山縣同知の彭昌運の主導により修復され新たに福恵河と名付けられたのである。この彭昌運が記した記録に河口鎮の状況を端的に表現している。同治『鉛山縣志』卷三、地理、津梁の福恵河の条に附された「彭昌運記」に、

河口居信江之西南隅、日中為市、懋遷者皆資水利、舟楫帆檣、信水既通之¹⁵⁾。

とある。これは嘉慶十九年当時に鉛山縣同知であった彭昌運が記したものであることを確認した上で、この記事からも19世紀前半の河口鎮の繁栄は信江の水運による帆船航運と極めて密接な関係があったことが知られるのである。

乾隆八年(1743)刊『鉛山縣志』卷一、地理、疆域、鎮に、

河口鎮、縣西三十里、即古沙湾市也。當信河・鉛河二水交會之衝、在汭口九陽石之上、商賈往来、貨物貯聚、隱然為縣西之保障。明萬曆間、石佛寨巡檢司何清奉文駐筭河口。今仍之。按河口之盛、由来旧矣。(中略)貨聚八閩川廣、語雜兩浙淮揚、舟楫夜泊、繞岸燈輝¹⁶⁾。

とあり、また 乾隆四十九年(1784)刊『鉛山縣志』卷二、都鄙、市鎮に、

河口鎮、縣西三十里、即古沙湾市也。當信河・鉛河二水交會之衝、在汭口九陽石之上、商賈往来、貨物貯聚、隱然為縣西之保障。明萬曆間、石佛寨巡檢司何清奉文駐筭。乾隆四十年、改駐湖坊、移軍糧分府駐筭於此¹⁷⁾。

とある。さらに同治『鉛山縣志』卷二、地理、疆域、鎮に、

河口鎮、縣北三十里、即古沙湾市也。當信河・鉛河二水交會之衝、在汭口九陽石之上、商賈往来、貨物充物、為阜通利用之取。明萬曆間、石佛寨巡檢司何清奉文駐筭。乾隆四十年、改駐湖坊、移軍糧分府駐筭於此¹⁸⁾。

とあるように、河口鎮は信河と鉛河とが合流する水運に便利な地であったため、各地から商人のみならず、多くの物資が集散する地となっていた。このため明代の萬曆年間には巡檢司が、清代の乾隆四十年(1775)には駐防官が駐在することになったのである。

河口鎮は旧名沙湾市と呼称されていたとあるが、これに関して若干触れてみたい。

13) 同治『廣信府志』(1) 61頁。

14) 同治『鉛山縣志』中国方志叢書・華中地方・第911号、成文出版社、(1) 285頁。

15) 同治『鉛山縣志』(1) 285頁。

16) 乾隆八年『鉛山縣志』中国方志叢書・華中地方・第909号、成文出版社、(1) 67頁。

17) 乾隆四十九年『鉛山縣志』中国方志叢書・華中地方・第910号、成文出版社、(1) 70頁。

18) 同治『鉛山縣志』中国方志叢書・華中地方・第911号、成文出版社、(1) 138頁。

明代の嘉靖『鉛山縣志』卷三、圖籍、鎮には、汭口鎮と紫溪鎮¹⁹⁾の二鎮の記述はあるものの沙湾市はむろん河口鎮の記述は見られない。

康熙二十二年（1683）刊『廣信府志』卷三、地輿志、坊郷の鉛山縣の郷の条に、
沙湾市 縣西三十里²⁰⁾。

とある。さらに康熙二十二年『鉛山縣志』卷一、疆域、市に、

沙湾市 縣西三十里、即河口。當信河・鉛山二水交會之衝、汭口・九陽石之上、舟楫湊泊、商賈往来、貨物貯聚、隱然為縣西之保障也。荷為八閩孔道、商賈貿遷、絡繹不絕。今路由仙霞、市壩蕭條、大非昔日矣²¹⁾。

とあり、河口鎮は古く沙湾市と呼称され信河、鉛河の合流する地に近く、その上舟運に適していたため商船や商人、貨物が多く参集する地となっていた。しかし福建省と浙江省を結ぶ浙江省衢州府江山縣の仙霞関が開かれると、その繁栄が減退したとしている。さらに同條に関連する編者の注釈に、

傳曰、時地盛衰、豈不以数哉。石塘・河口鉛二鎮也。石塘以造紙為業、河口為八閩孔道、賈客貿遷、貨物舖陳、昔之市鎮頗豊、而近少替矣。（中略）河口原恃閩貨為生涯、近因取道仙霞、遂分河口、今來者、皆肩挑小販、與撥淺小舫、歇店有人、而牙行掣肘、舖舍有名、而貿易無實。一值公務、如取船採買之属、不至僱貼数金、牽連数百家不止。又閩中遷民、去住不測、每難防範。嗚呼二鎮、盛衰之理、大概見矣²²⁾。

とある。康熙二〇年（1681）代には鉛山縣の石塘鎮と河口鎮は同縣を代表する市鎮となっていた。石塘鎮は造紙業で河口鎮は福建と結ぶ商業市鎮として発展していた。

これらの記述から河口鎮は清代において沙湾市として興起し康熙年間に河口鎮としての名が広く知られるようになったことが判る。

乾隆四十八年（1783）刊『廣信府志』卷、地理、疆域の信江の条に、
信江一道、水路。（中略）至河口鎮三十里、距府城計水程八十里²³⁾。

とあり、同条の割り注に、

江浙閩粵商販、叢集茶葉・煙・笋各貨、聚集大小船隻亦多停泊²⁴⁾。

とあり、江蘇、浙江、福建、廣東の商人が参集し茶葉やタバコやタケノコ等の貨物が集荷し、このため大小多くの船舶が沿江に停泊する状況であった。

同治『廣信府志』卷一之二、地理、物産に、

19) 嘉靖『鉛山縣志』天一閣藏明代方志選刊統編46、68頁。

20) 康熙『廣信府志』中国方志叢書・華中地方・第918号、成文出版社、(1) 282頁。

21) 康熙『鉛山縣志』中国方志叢書・華中地方・第908号、成文出版社、(1) 45頁。

22) 康熙『鉛山縣志』(1) 45~47頁。

23) 乾隆『廣信府志』中国方志叢書・華中地方・第九一九号、成文出版社、(1) 120~121頁。

24) 乾隆『廣信府志』(1) 121頁。

今建安之茶、多取道鉛之河口鎮、而銘實無佳茗²⁵⁾。

とあるように、福建省建寧府の建安縣で生産された茶葉は武夷茶と同様に河口鎮に輸送されていたように、河口鎮には多くの物資が集荷されていた。

同治『鉛山縣志』卷六、建置、公廩に、

湖坊巡檢司在石佛寨、萬曆間移駐河口、国初仍之、至乾隆三十六年、奉文改駐今地²⁶⁾。

とあり、さらに同書、卷六、建置、河口公署に、

分防同知署在河口一堡官山沿、乾隆三十九年奉文建²⁷⁾。

とあるように、湖坊巡檢司は石佛寨にあったのを乾隆三十六年（1771）に奉文によって河口鎮に移駐され、さらに奉文によって乾隆三十九年（1774）には分防同知署が立てられている。この駐防官署の設置は河口鎮の盛況に伴って多くの人々が参集することの防備のためであることは明らかであろう。

雍正十二年（1735）三月初一日付の署理江南總督印務趙弘恩の奏摺に、

廣信府界、連閩浙安徽三省、而廣信・鉛山二營、僅共官兵七百八十餘員名、分防一府七縣、似覺汎廣兵單²⁸⁾。

とあるように、廣信府は福建省と浙江省と安徽省と接する重要な地域にあるのにもかかわらず、廣信と鉛山の二箇所には兵營があるのみで、全員で780余名の人員で一府七縣の広い地域を管轄するという状況であった。その傾向は18年後においても防備の状況に大きな変化が見られなかったことは次の奏摺からも知られる。

乾隆十八年（1753）五月十一日付の署理江蘇總督江西巡撫の鄂容安の奏摺に、

鉛山營河口汛、離營三十里、該地與閩省之崇安縣連界、為水陸往來要道、原防外委把總不足以資彈壓、且防兵十名、巡察難周。（中略）河口地方實屬水陸衝要、原設弁兵勢力單薄、難資防範²⁹⁾。

とある。

乾隆五十六年（1791）の和珅等の題本にも

廣信府河口鎮…該鎮地當衝要、五方雜處、分防彈壓、非精明強幹之員、不克勝³⁰⁾。

とあり、河口鎮に対する防備の必要性は喚起されているように、河口鎮は福建の崇安縣と結ぶ陸路の重要な要衝にあるため、その繁忙がさらに進展しているにもかかわらず防備の状況は極めて手薄であったことはこの記述からも明らかである。

河口鎮の防衛上の重要性は嘉慶年間においても同様であった。嘉慶十年（1805）十月初二日

25) 同治『廣信府志』(1) 115頁。

26) 同治『鉛山縣志』中国方志叢書・華中地方・第911号、成文出版社、(2) 444頁。

27) 同治『鉛山縣志』(2) 444頁。

28) 『宮中檔雍正朝奏摺』第22輯、国立故宮博物院、1979年8月、676頁。

29) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第五輯、国立故宮博物院、1982年9月、326頁。

30) 『明清檔案』A261-41(5-1),1992年6月。

付の慶桂等の題本にも

廣信府同知分防河口鎮、地當衝要、五方雜處、係衝繁難、三項相兼要缺、非精明強幹之員、不克勝任³¹⁾。

とあり、河口鎮は「衝・繁・難」の三項、即ち交通の要衝であり、商業市場として繁忙の地であり、多くの様々な人々が集散する地として防備上難しい地として言われている。

なお石佛寨は、同治『鉛山縣志』卷二、地理、疆域、寨に

石佛寨縣治西南九十里、山高地峻、洞如峡口、接邵武府光澤界、山澗中有怪石、如佛因名。
(中略) 萬曆間遷立河口、乾隆四十年仍遷湖坊³²⁾。

とあり石佛寨は武夷山脈中にあり、武夷山市に当たる清代の崇安縣の南西部に隣接する邵武府光澤縣との縣境に設けられていた。

同治『鉛山縣志』卷二、地理、疆域、鎮の按語によれば、

按河口之盛、由来舊矣。貨聚八閩川廣、語雜兩浙淮揚、舟楫夜泊、繞岸燈輝、市井晨炊、沿江霧布、斯鎮勝事³³⁾。

とあり、河口鎮の隆盛は福建や四川、湖南、湖北の貨物が参集してきたことによる。このため兩浙、兩淮、揚州などの言語が入り混じり、船舶が夜に停泊している状況は、舟の灯りが川岸を照らしていると見られた。また町の朝餉のための炊事の煙は川筋を霧が帯のように覆っていたとある。この状況が河口鎮の盛況を物語っているとと言える。

さらに河口鎮の盛況振りは、同治『鉛山縣志』卷七、建置、附各會館に、

全福會館 在河口一堡。乾隆二十四年、建。道光二十四年燬。(中略) 重建。同治十一年、
(中略) 重修。

永春會館 在河口三堡小河沿。嘉慶九年、重建。(下略)

山陝會館 在河口一堡後街。道光三年、山陝客商重修。(下略)

旌德會館 在河口三堡小河沿。嘉慶七年、闔邑士商倡建。咸豐間被焚燬。同治九年復重建。
(下略)

浙江會館 在河口三堡。乾隆三十八年、重修。(下略)

南昌會館 在河口三堡。嘉慶二年(中略) 重建。

建昌會館 在河口四堡。乾隆十四年、(中略) 建。(中略) 嘉慶十二年(中略) 重修。

徽州會館 即文公祠、在河口三堡鄭家街。新安士商公建。

昭武會館 在河口三堡。道光三年(中略) 重修。

贛州會館 在河口一堡。嘉慶十五年(中略) 建。道光二十四年被火焚燬、合郡士商重建。(下略)

31) 台北・中央研究院歷史語言研究所藏明清史料、登録号115642。

32) 同治『鉛山縣志』(1) 145頁

33) 同治『鉛山縣志』(1) 139頁。

第4編 清代内河水運の諸相

- 吉安會館 在河口一堡。道光二十五、同邑諸人倡募重建。(下略)
臨江會館 在河口三堡。道光二十六年、闔郡士商倡募鼎建。(下略)
貴溪會館 在河口三堡。咸豐十一年、被粵匪焚燬遺址尚存。
公輸子祠 在河口三堡。程公祠前。
中州公所 在河口三堡油蔴灘。
瑞州會館 在河口三堡小碓衙大街。(下略)³⁴⁾

とあるように、創建、重建の年代が明らかなもので最も早いものは乾隆十四年(1749)に河口鎮が属する廣信府の南西部に隣接する建昌府出身者によって建築された建昌會館である。それに次ぐのが福建省出身者が創建した乾隆二十四年(1759)の全福會館がある。乾隆三十八年(1773)重修の浙江會館、嘉慶七年(1802)重建の江西省都の出身者による南昌會館、同年重修の安徽省寧国府旌德出身者による旌德會館がある。ちなみに旌德は徽州府の北に隣接する縣である。嘉慶九年(1804)重建の福建南西部の出身者による永春會館、嘉慶十五年(1810)に鼎建された江西省南西部の出身者の贛州會館、道光三年(1823)重修の山西商人、陝西商人による山陝會館、同年重修の福建邵武府の昭武會館などが知られる。この内、公輸子祠は詳細が明らかでは無いが、山西省の晋祠に公輸子祠があることを奈良行博氏が指摘されている。奈良氏によれば晋祠の公輸子祠は「職業神を祀る珍しい祠だが、『晋祠志』は、晋祠宮繕の工匠たちが自らのために造ったものだろうという」³⁵⁾ことから、河口鎮の公輸子祠も何らかの工匠の職業會館の機能を有していたものと考えられる。

周知のように會館、公所は「此會館公所コソ支那商人ヲシテ團結ヲ堅クシ信義ヲタモタシムル唯一ノ機關ナレ」³⁶⁾と指摘されるまでもなく中国の商人にとって重要な機関であった。河口鎮には、これら14の會館と1公所及び1祠が全て儲けられていたことから、河口鎮の商業市鎮としての盛況の一端を垣間見ることができるであろう。

信江下流域より河口鎮までは川幅が広く水路として水量も多いが、さらに浙江省に向かって信江を遡航するには大型帆船では困難であったことは東亜同文書院の調査でも知られる。

明代の路程書である『天下水陸路程』卷七、四 江西城由廣信府過玉山至浙江水には、

江西至玉山水緩、夜有小賊、可防、無風浪之險。鉛山河口之上、灘多水少、船不宜重³⁷⁾。

とあるように、鉛山縣河口鎮より下流域が大型帆船の水運に適した流域であったことが知られる。しかし上流域は大型船の航行に適していなかった。

乾隆五十八年(1793)にイギリス国王ジョージ三世の全權大使として乾隆帝に謁見したジョージ・マカートニーが帰路に際して浙江省から江西省を経て廣東省廣州に至るが、その際に河

34) 同治『鉛山縣志』中国方志叢書・華中地方・第911号、成文出版社、(2) 523~525頁。

35) 奈良行博『道教聖地—中国大陸踏査記録』平河出版社、1998年6月、85頁、c-9。

36) 『支那經濟全書』第二輯、東亜同文會、1907年4月、539頁。

37) 楊正泰校注『天下水陸路程・天下路程圖引・客商一覽醒迷』山西人民出版社、1992年9月、203頁。

口鎮を通過している。そこで浙江省の常山から江西省の玉山に至り水路を利用した。この間の行程を坂野正高氏の訳を借りて記してみたい。

「一七九三年一月二日（木曜日） 午前十時に陸路の旅に出発した。そして中途の浙江省と江西省の境界線の標識となっている建物で食事をした。次いで、二十四マイルの全行程を九時間以下で旅して、ここ玉山縣到着した。旅の方法は馬で行くか、屋根の付いた轎に乗るか、もしくは覆いのない轎によるかのいずれかであって、一行の紳士諸君は自分の好む乗物を選ぶことができた。」³⁸⁾

「十一月二十三日（土曜日）玉山縣を出発して河を下る。河は幅が八十ヤードあり、浅くて流れは速い。兩岸は絶壁をなして、岸にはこんもりと木が茂っている。」³⁹⁾

「十一月二十四日（日曜日）昨夜、われわれは船で旅をつづけたが、最近の雨のためにきわめて濃い煙霧が発生して、大気一面に立ちこめたので、河は前に比べるとかなり幅も広くなり、水底も深くなったにもかかわらず、航行はしばしば危険を伴ったゆである。船はたびたび暗礁に乗り上げ、またときには、突然、音響を立てて互いに衝突し合った。」⁴⁰⁾

十一月二十四日「正午、われわれは河口鎮という大きく立派な村落で停止した。この村は水際につくられたもので、対岸にはパンチ・ボールを逆さにして並べたような風変わりな丘陵が連なっている。丘は主として黒い岩石から成っていて、その割れ目からきわめて大きな樹木が何本か生えている。われわれはこれまでのより大きな船に乗り換え、今はこれで航行をつづけている。小さい方の船はたいへん乗り心地がよく、便利にできていたが、荷物をうまい具合に格納するのに十分なだけの場所がなかったのである。」⁴¹⁾

以上のマカートニーの日記からも明らかのように浙江省と江西省の省境に水源を発する信江は玉山付近では河幅も狭く急流で、暗礁も多いが、鉛山縣の河口鎮に達すると流れも穏やかで水深も深く、河幅も広く大型帆船の航行に適していたことは明らかであろう。

その後、信江は河口鎮よりさらに下流の貴溪、鷹潭を経て鄱陽湖に流入している。

河口鎮は内陸河川を利用する水運のとりわけ大型帆船を利用した航運の一終着点として物資の集散の起点と成っていた地理的状況は明らかであろう。このことは、Robert Fortuneの*A Journey to the Tea Countries*の記録にも見える。

Hokow又はHohow（河口鎮）として南中国で呼ばれる町は帝国におけるもっとも重要な内陸の町一つである。ここは北緯29度54分、東経116度18分にあり、私が下ってきたKinkeang河（信江）の左岸に位置している。この大きさから判断してまた他の町との比較から見て人口は約30万人に等しいものと思われる。ここは紅茶貿易の最大の市場である。中

38) 坂野正高訳注『中国訪問使節日記』平凡社東洋文庫277、1975年9月、180～181頁。

39) 『中国訪問使節日記』182頁。

40) 『中国訪問使節日記』184頁。

41) 『中国訪問使節日記』184頁。

国のあらゆる地から商人がここにやってくる。お茶を買うためとか、それを得て他の省の他の地域へ運搬するためである。

大きな宿舎、茶行や倉庫は町のいろんなところで見かけ、特に河岸に沿っている。町に並行して停泊する舟はおびただしい数である。小型は一人用の客、公用の大型客船や官人の船ははでに旗で飾り立てられている。

これらのそばには茶や他の商品を東の鉛山や西の鄱陽湖に輸送するための輸送船がある。上海や蘇州が海に近い地であるのに対して、Hokow（河口鎮）は西の内陸地方にあるからである⁴²⁾。

と記していることから、19世紀後期の河口鎮の繁盛の状況が見て取れるであろう。

信江流域の帆船について述べてみたい。『商賈便覽』巻二、各省船名様式に江西省の帆船名が見える。そこで、このうち信江流域の関係する船式名を列記すると以下のものがある。

刁子船、廣信人架多。其船大小不一。大的七八個倉、小的只四個倉。頭高船尾、擡起如豎、高招牌様。

丈陽魚船、似刁子、船尾更尖小、畧矮些。

提划子、丈陽人架多、畧似刁子、船尾更大、些尾豎矮些。兩倉、小剥船、上饒・鉛山・玉山俱有、似丈陽魚船様。

羅盪子、貴溪、安仁俱架、其船兩頭一樣平極尖小、船大小不一。

とあり、江西省内河のうち信江流域で使用されていた帆船式であるが、これらの例からみて刁子船が最大のものであったと思われる。刁子船の大型船は船倉が七倉、八倉のものがあったとされるから、おそらく河口鎮付近に来航し下流に向かって下航していたのはこの刁子船であったものと考えられる。河口鎮に停泊していた帆船の姿の一端は、乾隆四十九年（1784）『鉛山縣志』に見える「河口鎮圖」（図①）からも知られるであろう。

これに関して『支那省別全誌』に見る1910年頃の調査では、

河口鎮は又獅江とも云ふ、蓋し対岸に高さ六、七十尺の岩石屹立し其形状恰も獅子に似たるが故なり、古より商業盛に、錦江流域の中心地として夙に名あり、されど現今は長江に汽船を浮ぶるに至りしかば間接に之が影響を蒙り従来此地より貨物を閩粵地方に出だせしもの漸く減ぜり。碼頭凡て十六、中二個は対岸にあり、之を下流より数ふれば大王廟、建昌、蔣家、貴溪、撫州、新橋口、大橋口、馬四壩、五埠壩、巴家、大金家壩、小金家壩、官埠頭、天后宮とし、対岸に廟完、中洲の二あり、孰れも河口鎮と連絡すべき渡船の碼頭にして廟完碼頭は小なれども常に四、五隻の渡船碇泊す。（中略）碼頭は切石にて造らる。

42) Robert Fortune, *A Journey to the Tea Countries of China; including Sung-lo and the Bohea Hills; with a short notice of the East India Company's tea plantations in the Himalaya Mountains*, 1852, Mildmay Books, London, 1987, pp.202~203.

此附近にてありては水深十尺、市街は河岸より高きこと十五尺乃至二十尺なり⁴³⁾。
とあり、乾隆四十九年（1784）『鉛山縣志』の「河口鎮圖」には埠頭名が見えないが、『支那省別全誌』の記録から、河口鎮側に十四の埠頭が、対岸に二箇所の埠頭があったことが判る。河口鎮附近での信江の水深は約3m、市街区は水面より数m高い位置にあったとされるが、現状から見ても堤防は切石で護岸され『支那省別全誌』の記述とも一致する。

この内、官埠頭渡に関しては乾隆四十九年刊『鉛山縣志』卷三、建置、津梁に、

官埠頭渡 在河口鎮。客籍鄒隆先、捐義渡置田三十畝、贍渡修船、立戸輸糧、嗣以要津、一舟接送維艱、復募增三舟、往來利濟焉⁴⁴⁾。

とあり、官埠頭渡は他縣の出身である鄒隆先が義田を提供しその収穫により運営されていた渡船であった。

それでは、この河口鎮と福建省の武夷山市とを結ぶ陸路はどのようなものであったろうか。

3 崇安縣星村鎮より河口鎮への経路

①崇安縣星村鎮より河口鎮への経路

同治『廣信府志』卷一之二、地理、山川、碉堡に、

鉛山為八閩門戸、車馬之音、晝夜不息⁴⁵⁾。

とあるように、江西省の鉛山縣は福建省へ通ずる重要な陸路を有していた。

清代の路程書である『天下路程圖引』卷一、三一 南京由鉛山河口至福建路には、

鉛山縣、分水関、赤土舖、楊源舖、黃柏舖、渭墩舖、竹方橋、烏石街、分水嶺、黃連舖、大湾街、大安駅、南嶺、小將舖、楊家莊、姚嶺舖、沙湾、軍牙嶺、崇安縣⁴⁶⁾。

と、分水関から各十里毎に駅舖があり、分水関から崇安縣まで計180里となる。ここでは南京から江西省の鉛山縣を経由して福建省の省都である福州へ至る経路が記されている。

左宗棠が同治五年（1866）十月に記した奏摺において、

閩省出產茶葉、先僅崇安縣屬之武彝山一帶、故有武彝茶之名、歷在該縣設官征税放行。之后有再經過各関者、仍令照例輸税⁴⁷⁾。

と触れているように、崇安縣を代表する産物に武夷山一帯で生産される茶葉があり武夷茶として名が知られていた。

福建省側の武夷山南麓で生産された茶葉が江西省を経て廣東省に搬出する行程に関しては、

43) 『支那省別全誌 第十一卷 江西省』253～254頁。

44) 乾隆四十九年（1784）刊『鉛山縣志』（1）211～212頁。

45) 同治『廣信府志』（1）94頁。

46) 楊正泰校注『天下水陸路程・天下路程圖引・客商一覽醒迷』405頁。

47) 左宗棠「閩省征收起運運銷茶稅銀兩未能定額情形摺」同治五年（1866）十月初八日、『左宗棠全集・奏稿（三）』岳麓書社、1989年9月、158頁。

Chinese Repository Vol.VIII, June, 1839, pp132~168に掲載された“Description of the tea plant; its name; cultivation; mode of curing the leaves; transportation to Canton; sale and foreign consumption; endeavors to raise the shrub in other countries.”が参考になる。同書の翻訳が『支那叢報』第八巻に「茶樹綜説」として掲載されているのでそれによると、

福建及び江西に産する茶を廣東へ輸送する交通路は、廣東省北部の梅嶺越えの部分と産地の山岳地帯から船着場までの短い陸路とを除けば、盡く水路による。(中略)茶は安全に包装された上に更に筵に包み、記号を附して先づ星村の部落に集まり、此處から貴溪の河口に運ばれる。貴溪は水源を武夷山中に發し、鄱陽湖に流れて行く河流である。而して茶の一部分は陸路によって鄱陽湖東南の地方にある貨物集散地河口鎮まで運搬されるが、武夷山中の到る處から、単に貴溪のみならず、鄱陽湖に流れ入る幾多の小河流によって茶が運び出されると言へるであろう。星村の部落から河口鎮までは二一〇里、更に湖を廻って江西省の省都南昌府までは四九五里である⁴⁸⁾。

とある。ここに見える星村とは現在福建省武夷山市に属している。武夷山脈に水源を發する北溪河が武夷山市産の崇陽鎮付近で崇陽溪となり、さらに下流では建陽市で建溪となって福建省の省都福州を経て海に到る閩江に流入するが、星村鎮は崇陽溪に流入する九曲溪に上流部に位置している。九曲溪は現在筏下りで多くの観光客を集めている溪谷で、星村鎮は現在その筏下りの出発点になっている⁴⁹⁾。

上記のように清代に広東から欧米諸国に輸出された福建省側の武夷山系で産出された茶葉は一端星村に集荷され陸路江西省の河口鎮まで輸送されていた。

このことは中国の研究でも「康熙初め、我が国の茶葉は欧州への輸出が開始され、茶がイギリス人の必需品となった。嘉慶時期に、清朝廷は茶の海上により南に輸送することを禁じたので、安徽、福建等の茶は江西鉛山縣河口鎮の茶市に集中することになり、河口鎮より信江に沿って西にいたり、贛江に入って、再び大庾嶺まで下り、人力を用いて担いで梅嶺関を越え、再び南雄より北江に沿って広州に到り、十三行商人を経て輸出された。長途にわたる輸送は、商人にやはり利潤をもたらした。」⁵⁰⁾とされているように、安徽、福建の茶葉の廣州までの輸送は清朝の政策と関係があった。他方、イギリスでの茶需要の高揚とも関係した。1739年(乾隆四年)当時、イギリス東インド会社はBoheaと呼称された大量の武夷茶を購入している⁵¹⁾。

なぜ武夷山産の茶葉が閩江水系によって福州に輸送し海運で廣州へ運ばずに、江西省の内陸

48) 『支那叢報』第八巻、丸善株式会社、1942年12月、224~225頁。

49) 『福建省地図集』福建省地図出版社、1999年10月、58~59頁。「武夷山旅游図」福建省地図出版社、2000年1月第一版第二次印刷、参照。

50) 許滌新・吳承明主編『中国資本主義の萌芽』中国資本主義發達史第一巻、人民出版社、1985年3月、331頁。

51) H. B. Morse, *The Chronicles of the East India Company trading to China 1635-1834*, 1925, Vol.I, p.268. 中国海関史研究中心組訳『東印度公司对華貿易編年史(1635~1834年)第一、二巻』中山大学出版社、1991年12月、268頁。

河川を利用して廣東に到ったのかは、清朝の政策と関係した。嘉慶二十二年（1817）に兩廣総督の蔣攸銛の奏称に、

福建之武夷茶、及由安徽入浙江之松羅茶、為西洋夷人必需之物、而各夷中、又惟英吉利銷售更多、從前商人悉由江西内地販売來粵⁵²⁾。

と述べているように、福建武夷山の茶葉は江西省を経て廣東に輸送するように定められていたのである。

嘉慶二十二年七月二十六日内閣奉上諭、蔣攸銛奏請嚴禁茶葉海運一摺、閩皖商人販運武夷、松羅茶葉赴粵省銷售、向由内河行走⁵³⁾。

とあるように、蔣攸銛奏請の福建茶の海運による福建から広東への輸送を厳禁し、江西省を経て内陸河川で輸送することを確認する嘉慶帝の上諭は嘉慶二十二年（1817）七月二十六日付のものであった。

しかし、内陸輸送より海上輸送の方が遙かに便利であるため、海上輸送が秘密裏に行われていたことは、福建浙江総督董教増の奏請からも知られる。

嘉慶二十四年十二月十八日奉上諭董教増奏、閩省厦門洋船請仍販運茶葉一摺、所奏甚屬非。是前此閩浙等省販粵茶葉、多由海道運往、經蔣攸銛以洋面遼闊、漫無稽查、恐有違禁夾帶等弊、奏請仍照舊例、改由内河行走、業經明降諭旨、通行飭禁⁵⁴⁾。

とあるように、嘉慶二十四年（1819）において再度内陸輸送を行なうように確認している。

しかし、茶葉の沿海輸送は、道光元年（1821）五月二十八日の上諭においても、

江海關出口茶船與閩廣浙之船、可以利涉深洋者不同。…凡北赴山東・天津・奉天等處茶船、仍准其納稅放行。其向由内河行走輸稅者、照舊禁止出洋⁵⁵⁾。

とあるように、福建、廣東、浙江の船による茶葉の南への沿海輸送は禁止が確認されている。

②崇安縣星村鎮における茶葉の集荷

武夷山における茶葉の生産に関して、嘉慶十三年（1808）の『崇安縣志』卷二、物産、貨属、武夷茶に、

山中土氣宜茶、環九曲之内、不下數百家、皆以種茶為業、歲所産數十萬斤、水浮陸轉、鬻之四方、而夷茗甲於海内矣⁵⁶⁾。

52) 『粵海關志』卷十八、茶之禁。

53) 『嘉慶道光兩朝上諭檔』第22冊、廣西師範大学出版社、2000年11月、261頁。
『仁宗實録』卷三二二、嘉慶二十二年（1817）七月戊辰（二十六日）条参照。

54) 『嘉慶道光兩朝上諭檔』第24冊、664-665頁。

55) 『嘉慶道光兩朝上諭檔』第26冊、220頁。

56) 嘉慶『崇安縣誌』卷二、十五丁表、本書は上海図書館所蔵本（図書番号：551822-31）によった。吳覺農主編『中国地方志茶葉歴史資料選輯』農業出版社、1990年12月、323頁。彭澤益主編『中国近代手工業史資料』第一卷、中華書局、1962年7月新1版、1984年1月第2次印刷、303頁にも引用されている。

とあるように、武夷山市の九曲溪附近では茶葉の生産に適し、生産者が数百家あった。生産された茶葉は各地に搬出されたのであった。

嘉慶『崇安縣志』卷一、風俗に、

星村茶市、五方雜處、物價昂貴、習尚奢淫、奴隸皆紈袴、執事江西及汀州人為多、漳泉亦間有之。初春時、筐盈於山、擔屬於路、牙行佛宇、幾欲塞破、五月後、各齋餘囊、聚賭宿娼、轉瞬成空飢寒、竝至鼠竊狗偷、往往而有甚者、白晝攫金、聚嘯巖穴、不可不預防也⁵⁷⁾。とあり、崇安縣の星村における茶市は各地から人々が参集したが、特に江西省から、また江西省の瑞金と省境を接する福建省中西部の汀州などの人々が多数を占めていた、ついで漳州や泉州府からの人々が多かった。旧暦の初春の頃には道々に茶葉を運搬する籠などで溢れ、取り引きのための牙行なども多く見られた。その結果、五月頃には金を得た人々が賭博に興じ、娼妓を相手とするなど風紀が乱れる状況が現出したとされたのである。

このように、武夷茶の産出によって、崇安縣星村で開催される茶市のために毎年恒例的な社会風俗の変調を来していたのである。

武夷茶は宋代より生産されていたが、清代中期の嘉慶時期十九世紀前半には全国のみならず世界にも知られるようになる。武夷茶の賑わいは茶市に依拠したが、星渚即ち星村が最大であった。崇安縣において生産された茶葉は蘇州方面、廈門方面、広東省等の各地に搬出され地元には残らなかったとされる⁵⁸⁾。

嘉慶『崇安縣志』卷一、風俗にはさらに、

土産茶最多、烏梅・姜黃・竹紙次之、客商携資至者、不下数百万、而民不富、蓋工作列肆、皆他方人、崇[安]所得者、地骨租而已⁵⁹⁾。

とされ、武夷において茶葉の生産が大きな産業であった。このため各地から商人が参集したが、地元には富が蓄積されず、工匠や商店も他地域の出身者で占有されているとされる状況があった。

また武夷の茶葉の生産と輸送の変遷は、簡略ながら民国31年(1942)の『崇安縣新志』卷十九、物産に見え、

清初、本縣茶市在下梅、星村。道、咸間、下梅廢而赤石興。紅茶、青茶向由山西客(俗謂

57) 嘉慶『崇安縣志』卷二、十五丁表、本書は上海図書館所蔵本(図書番号:551822-31)によった。『中国地方志茶葉歴史資料選輯』322頁。『中国近代手工業史資料』第一卷、303~304頁。には「嘉慶『崇安縣志』卷一、三丁裏~四丁表、風俗。

58) 『中国地方志茶葉歴史資料選輯』322頁。『中国近代手工業史資料』第一卷、303~304頁には「嘉慶『崇安縣志』卷一、風俗に、「武夷以茶名天下、自宋始、其時利獲未溥也。今則利源半歸茶市。茶市之盛、星渚為最。初春后、筐盈於山、担屬於路、負販之輩、江西・汀州及興・泉人為多、而貿易于姑蘇・廈門及粵東諸處者、亦不尽皆土著」とあるとされるが、上海図書館所蔵の嘉慶『崇安縣志』卷一、には該当の記事は見当たらない。

59) 嘉慶『崇安縣志』卷一、三丁表裏、風俗。本書は上海図書館所蔵本(図書番号:551822-31)による。『中国地方志茶葉歴史資料選輯』322頁。『中国近代手工業史資料』第1卷、304頁にも引用されているが、文字の移動があり、本稿は上海図書館本によった。

之西客) 至縣採辦、運赴閩外銷售。乾、嘉間、銷於粵東。五口通商後、則由下府、潮州、廣州三幫至縣採辦、而轉售於福州、汕頭、香港⁶⁰⁾。

とあり、武夷山産の茶を目当てに山西商人が崇安まで来ていたことがわかる。彼等もおそらく山越えて江西省鉛山まで運ばせ、河口鎮から水運を利用して長江水系を利用して漢口を経て陝西、甘肅方面から長城以北へと販運させたものと考えられる。乾隆嘉慶年間は主に山越えのルートで廣東方面に搬出されていたが、五港開港以降は閩江水系を利用して福州から海上輸送され、廣東省北東部の汕頭や香港方面に搬出されたのであった。

とりわけ星村における茶葉の集荷状況は、『支那省別全誌 第十四卷 福建省』第六編、第一章、福建茶に見える。

福建産茶の白眉たる武夷茶は実に崇安縣武夷山麓に産するものにして、其の山麓にある星村及び外城より十五支里を距る赤石街に於ては幾多の茶棧軒を列ね茶季に至る時は本地茶客の外、福州より来る茶商の買取所臨時に設置せられ、買集したる茶は手入れをなし包装して福州に下す、星村は単に一寒村に過ぎざるも而も廣大なる店舗を構へ、大規模の茶取引を行ふは全く茶業の余澤なりと云ふべし。

星村に集散する製茶の中、慧苑及び磊石産は良種にして天心馬頭に産するもの之れに次ぐ、其の主なる茶棧は永豊福、福茂新、同泰栄、華記、春裕發、永順、炳記及永盛發等にして、各茶棧一箇年生産高五百箱乃至八百箱なり、一箱三十斤とし、四箱を一擔とす、製茶費及び諸掛一擔八両を要し、福州迄の運賃四両を要すと云ふ⁶¹⁾。

とあり、1910年代の調査において星村で集荷されていた茶の量が知られる。この時は閩江水系によって福州まで水運を利用して輸送されていた。しかし南京条約締結以前はこれに類する量が山越えて江西省鉛山河口鎮まで陸運されたのである。

茶葉の生産から広州までの輸出に関係した商人組織の概略図を『中国茶業問題』を参考にし述べてみたい。

山戸・茶戸 (茶樹の栽培と毛茶の粗製、茶工が茶葉の摘採・耕種・製造等に従事) →
 茶行・茶販 (毛茶の仲買人) → 茶 號・茶 莊 (毛茶を購入し、輸出向けに精製する)
 → 茶 棧 (茶號より、輸出商に至るまで製茶の仲介を本業) → 広東行商 → 外国商人⁶²⁾

これが、生産からの輸出までの商人組織の概略図である。

60) 同治『崇安縣新志』中国方志叢書・華南地方・第238号、成文出版社、(2) 509頁。

61) 『支那省別全誌 第十四卷 福建省』東亞同文会、1920年1月、458頁。

62) 波多野善大『中国近代工業史の研究』では、山戸・茶莊(茶號)・行商があげられている(97-131)。吳覺農・范和鈞著『中国茶業問題』現代問題叢書、商務印書館、1937年、第六章茶業組織問題、第一節吾国茶業組織概況(202頁)及び、同書第六章を翻訳した松崎芳郎訳「支那茶業の機構」茶業組合中央会議所、1940年11月、1～30頁及び同書の「現代支那茶用語解説」33～38頁を参考にした。

民国『崇安縣新志』卷六、礼俗、(二)風俗、一生活、四職業に、

茶葉經營均操於下府・廣州・潮州三幫之手。(中略)栽茶・製茶・乾紙・撈紙・撐船・推車・抬轎、均江西人⁶³⁾。

とあり、民国時代になったことであろうが、崇安縣で茶葉生産の主力は廣州や潮州商人の配下の商人によって行われ、茶葉の採集や茶葉加工の作業は江西省からの出稼ぎ労働者によって行われていたことが知られる。

嘉慶年間のことであるが、廣東省の商人が事実、崇安縣星村に茶葉を購入に來た事例が知られる。嘉慶十三年(1808)八月二十四日付の福建巡撫の張師誠の題本に、

廣東客人僧寧隱等、由原籍至永安小桃地方、雇劉昌林船隻、裝載行李銀兩、往崇安星村買茶。於嘉慶十三年三月二十五晚、船泊建安長坪村河邊、被盜行劫。…失贓共值紋銀一千六百六十四兩四錢六分、…⁶⁴⁾

とある。この事件の内容は、廣東省から星村に茶を購入に來た商人が、永安縣の小桃で船を雇って崇安縣星村に赴く途中の建安縣長坪村付近で盜賊に襲撃され1,600余兩を奪われる被害を受けたとするものである。この事例から廣東商人が永安縣まで來て、同縣で傭船し沙溪を下り、現在の南平市に至り、ここから閩江上流部に当たる建溪とさらに九曲溪とを遡航して星村まで趣いて茶葉を購入しようとしていたことが知られる。

同書、卷六、同職業に、

娼妓一業、明以前無可考見。清初茶市漸興、娼妓亦隨之而至。清末赤石一隅、多至七十餘家。(中略)此輩均贛籍、茶市一過、則風流雲散矣⁶⁵⁾。

とあるように、崇安縣の娼妓は茶市の勃興と密接な関係があったことが知られる。清末の赤石には妓館が70余家もあったとされる。娼妓の多くは贛籍すなわち江西省出身者で占められ、茶市の季節的な盛況がおさまると彼女達は帰郷する出稼ぎ娼妓であったことが判る。このことから崇安縣の賑わいは茶市の盛衰と多に関係していたのであった。

同書、卷六、三歌謡に、茶に関する歌謡が収録されているが、

正月採茶是新年 二月採茶茶葉青 三月採茶發芽 四月採茶茶葉黃 五月採茶茶葉濃
六月採茶綠洋洋 七月採茶笑嘻嘻 八月採茶風涼 九月採茶是重陽 十月採茶是立冬
十一月採茶雨淋淋 十二月採茶雪飄飄⁶⁶⁾

とあり、一年中温暖な気候であるため茶樹に関する農作業は絶えることが無かったが、最も繁忙な時期は、茶葉の採取期であった。

武夷の茶葉について、民国『崇安縣志』卷十九、物産、茶に、

63) 民国『崇安縣志』(1) 162頁。

64) 中央研究院歷史語言研究所藏明清史料、登録号122919。

65) 民国『崇安縣志』(1) 162頁。

66) 民国『崇安縣志』(1) 171頁。

武夷茶共分兩大類、一為紅茶、一為青茶、均非本山所產。本山所產為岩茶、岩茶雕鵬青茶之一種、然與普通青茶有別、其分類為奇種・名種・小種。至於烏龍水仙、雖亦出於本山、然近代始由建甌移植、非原種也。

とあるように、武夷の加工茶葉の古来からのものは青茶の中の岩茶であった。他の地域から移入されたものが多かった。これに関して、道光二十五年（1845）序の梁章鉅の『歸田瑣記』巻七、品茶によれば、

余僑寓浦城、艱於得酒、而易於得茶。蓋浦城本與武夷接壤、即浦産亦未嘗不佳、而武焙法、實甲天下。浦茶之佳者、往往轉運至武夷加焙、而其味較勝、其價亦頓增。（中略）沿至近日、則武夷之茶、不脛而走四方。且粵東歲運、番船通之外夷。（中略）武夷九曲之末為星村、鬻茶者駢集交易於此。多有販他處所産、學其焙法、以贗充者、即武夷山下人亦不能辨也⁶⁷⁾。

とあるように、梁章鉅が崇安縣の北に隣接する浦城縣城に居住していた時のことであるが、浦城縣では酒よりも茶を入手することが簡単であった。浦城産の茶葉は良質であったが焙法は崇安縣での方が優れ全国に名を馳せていたのであった。このため浦城縣産の茶葉は崇安縣に流入して焙法により加工され武夷茶として流通することになった。このような武夷茶は全国のみならず廣州を経て外国に輸出されていた。武夷の九曲溪の位置する星村で開かれる茶市には多くに人々が参集し、また各地で生産された茶葉が同地に集荷され同地の優れた焙法によって加工されていた。その加工技術は武夷の人でも判別が困難とされるほどであった。この梁章鉅の記録は18世紀後半から19世紀前半までの武夷山産の茶葉が盛んに廣州から欧米諸国に向けて輸出されていた時期のことを記述したものであることを確認したい。

③武夷茶の河口鎮までの陸運状況

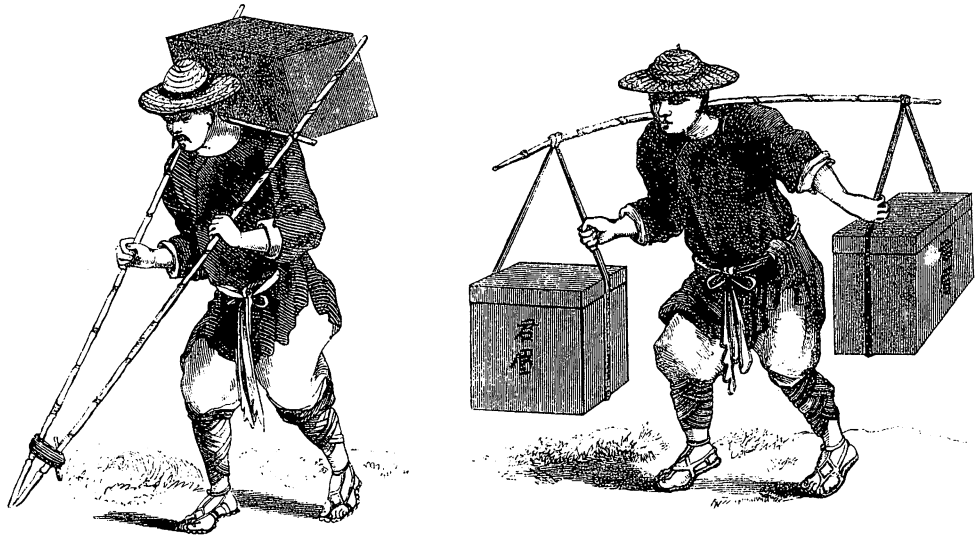
武夷山市の星村に集荷された茶葉が江西省河口鎮まで輸送される状況は、Samuel Ballの“Observations on the Expediency of opening Second Port in China, addressed to the President and Select Committee of Supracargoes for management of the Affairs of Honourable East India Company in China”に見える。

ほとんど全ての紅茶は広東へ内陸行程によって輸送される。最初に武夷山の中腹に位置する星村の町で集荷され梱包されると、同地から筏によって崇安縣に輸送されるが、筏にはおのおの12箱が積載される。それは山越えは担ぎ人夫によって運ばれるが、鉛山縣までの経費のかかる行程であり、この旅程は平均して8日を要するのである。鉛山縣から河口鎮まで小舟で輸送するが、各々22箱を収容できる。河口鎮において大型帆船に積載し輸送するが、それは贛州府まで運ばれる。これらの船によりおおよそ200箱が運ばれると言われる。しかし、贛州府の町に接近すると浅瀬が多い⁶⁸⁾。

67) 梁章鉅『歸田瑣記』清代史料筆記、中華書局、1981年8月第一版、1997年12月第2次印刷、145～146頁。

68) *Journal of the Royal Asiatic Society of Great Britain and Ireland*, vol.6, pp.214-215

図2 「茶葉の輸送図」



「上質茶葉の輸送図」

「粗製茶葉の輸送図」

Robert Fortune, *A Journey to the Tea Countries of China ; including Sung-lo and the Bohea Hills ; with a short notice of the East India Company's tea plantations in the Himalaya Mountains*, 1852, Mildmay Books, London, 1987, pp. 202-203.

とあるように、星村から筏で河を下り崇安に運ばれ、崇安から鉛山縣までおよそ8日かけて人力で運搬していたのである。

どの様な様子で崇安縣から鉛山縣まで運送されていたのかは、既に波多野善大氏が紹介されている⁶⁹⁾。Robert Fortune, *A Journey to the Tea Countries* に二種の輸送形態の図があるので掲げてみた。茶箱には「君眉」の漢字が見えるが、武夷山の著名な茶葉である「壽眉」の誤写であろうか⁷⁰⁾。同書の記述には、

クーリーたちはたくさん居て、お茶の箱をかついでいた。彼らの多くは箱を一箱だけ運んでいた。私が説明したのは上級のお茶で、その茶箱は旅の間、地面に接触することは許されなかった。したがってこれらの茶は通常、粗製茶よりはるかに良い状態で目的地に到着する。1箱を運ぶ場合は以下の方法で運ばれている。2本の竹をそれぞれ7フィートほどあり、両端を堅く結びつけ（別の）両端を箱に固定する。反対側に三角形をつくるように2本の端を結ぶ。これによってクーリーがこの箱を運ぶときに肩に載せて運ぶことが出来

69) 波多野善大「中国輸出茶の生産構造—アヘン戦争前における—」『名古屋大学文学部研究論集II (史学1)』1952年3月、202頁に「崇安から茶箱をかついで武夷山をこえ鉛山に運ぶ輸送人夫」としてFortuneの著書からの図を掲載されているが、同論文を収録された同氏の『中国近代工業史の研究』では同図は収録されていない。

70) Robert Fortune, *A Journey to the Tea Countries of China; including Sung-lo and the Bohea Hills; with a short notice of the East India Company's tea plantations in the Himalaya Mountains*, 1852, Mildmay Books, London, 1987, pp.202~203.

る。頭を竹で作った三角形の中心になるように入れて肩にのせて運ぶことができるようになる。小さな木の片は箱の下に結びつけられ、その肩に載せるときに、容易にシートとなるようになる。次のスケッチ（図②）はどのような表現よりも興味深い様式よりも分かり易いイメージを与えてくれるであろう。運んでいるクーリーがこのような形で休みたいと思った時は、地面の上に竹の端を付けて竹を垂直に持ち上げる。力をかけることなくこの状態を保つことができる。

このやり方は山道とか険しい道を行くときに便利である。なぜならクーリーは休みなしで一定の期間にヤードしか運べないからである。そしてもし、ここで示したようなやりかたが無かったら荷物は頻繁に地面の上に降ろさなければならなかったであろう。宿屋や茶館などで休息するときは、この箱を壁に向かって立てかけ、竹の端を上に乗せている。

安価な茶はすべて通常の方法で運ばれた。つまり1人のクーリーが肩の上に竹をわたらせ2つの箱を運ぶ、その両側に1つずつ箱をつるしている。彼らが休むときは路上であれ宿であれ、いつでもその箱を地面の上に降ろすので、その結果として箱は汚れて、上記の方法で運ぶよりもいい状態で目的地に着くことは無かった。

と、このような方法で崇安縣から鉛山縣の河口鎮まで陸上輸送されていた。

この経路は、茶の輸送だけでなく、江西省からの物産を福建にもたらし経路でもあった。

その事例を示す例が次の史料である。嘉慶十三年（1808）十二月二十一日付の福建浙江総督の阿林保の題本によれば、

崇安縣通詳、永春州客民黃滂與林保合夥、往江西省販買磁器、於嘉慶十三年五月初十日、行至崇安縣轄南源山脚、被賊搶去銀番衣物、拒傷事主林保。…失贓共值紋銀三千零九十一兩九錢四分、…失事處所、離崇安縣城三十五里、離南源嶺塘七里。…⁷¹⁾

とあり、福建省泉州の北西部にある徳化窯で知られる永春州の人が共同出資の合夥形態によって江西省に赴き磁器を購入しようとして紋銀等を持参して崇安縣から江西省を目指していた所、崇安縣城から35里の南源嶺塘付近で盜賊に襲われ所持金3,000余両を奪われたのみならず傷害を受けた事件であるが、彼らは江西省の磁器生産地である景德鎮を目指し、崇安縣から分水関を経て河口鎮に至り、河口鎮で乗船し景德鎮に赴く予定であったものと思われる。崇安縣・分水関・河口鎮の経路は重要な商業ルートであった。

武夷山山麓で生産された茶葉が輸送された経路を確認したく、8月27日、8時30分に武夷山市を出発し、次第に山間部に入る道路を進み9時過ぎには洋庄、9時半には大安を經過した(写真①参照)。十時前には福建省と江西省の省境に当たる江西省分水関に到った。

民国『崇安縣志』卷十三、政治四、建設上、二交通の「本縣道路概要表」に、

「名称」崇分公路 「起訖点」由縣城起分水関止 「經過著名村鎮」洋莊・大安「路長」

71) 中央研究院歷史語言研究所藏明清史料、登錄号108577。

三十八公里「路幅」平地處七・五公尺、山路處四公尺「土質」砂土、黄土「迂廻及崎嶇之狀況」大安下五公里、及分水関附近、山岑崎嶇、路線蜿蜒、上坡亦較大「橋梁及渡河点」大小橋梁共二十九坐⁷²⁾

とあるように、崇安縣から分水関までの主要な村鎮は洋莊と大安であることは現在も変わりが無い。大安から分水関までの道路は「蜿蜒」と表現されているようにうねうねと屈曲している状況は現在も同様である。

福建省と江西省を分かつ分水関の地理状況は、分水関東北の五虎崗の標高が1891m、西南の黃崗山が標高2158mある⁷³⁾ので分水関の標高は700,800m~1000m近いものと思われる。行きも帰りも雲海の中と言う感じであった(写真②参照)。

分水関に関して、嘉靖『江西通志』卷十、廣信府、関梁に、

分水関 在鉛山縣治南八十里、由極峻阻。其水一派南流、入福建崇安溪、直抵于海。一派北流、抵于江、故名分水。有巡檢司、為閩浙要関⁷⁴⁾。

とある。また嘉靖『鉛山縣志』卷六、関隘に、

分水関 去縣八十里、山脊峻阻、一水南流入海、一水北流入江、有巡檢司⁷⁵⁾。

とある。同治『鉛山縣志』卷二、地理、関には、

分水関、去縣東南八十里、其水一南流崇安。一北流鉛山、故名巖巒峻絶、為閩楚要衝、界接崇安。明正統間、閩寇作乱、於此設備、入関而西、車盤寨為関内要隘⁷⁶⁾。

とあるように、分水関はその名の通り、南は崇安縣即ち現在の武夷山市と接し、北は鉛山縣と武夷山脈を境に南北を分かつ地である。明代の正統年間の閩寇とは正統十三年(1448)に起こった鄧茂七の反乱⁷⁷⁾のことである。鄧茂七の乱の際に、その勢力の一部は分水関を経て江西省へと勢力の拡大を計ったのであった。分水関は歴史的事件とも関係深い地であるが、武夷山市と江西省鉛山縣を結ぶ重要な交通の要衝であることは現在もかわりは無いことが確認される。

分水関を経て江西省に入った途端に道路が良くなった。「贛」即ち江西省のプレートナンバーを付けた大型トラックが頻りに行き交う。江西省側は比較的なだらかで、農村部の風景が日本の山間部の風景に類似しているように見える。10時5分に烏石を通過するが、その次の車盤について、先の同治『鉛山縣志』から見てみたい。

同治『鉛山縣志』卷二、地理、疆域、寨に

72) 民国『崇安縣志』(1) 287頁。

73) 『江西省交通旅游地図冊』中華地圖学社、2000年9月、110頁参照。

74) 嘉靖『江西通志』(1)、『四庫全書存目叢書・史部一八二』莊嚴文化事業有限公司、1996年8月、452頁。

75) 嘉靖『鉛山縣志』天一閣藏明代方志選刊統編46、125頁。

76) 同治『鉛山縣志』(1) 141頁。

77) 谷川道雄・森正夫編『中国民衆叛乱史2 宋~明中期』平凡社・東洋文庫351、1979年3月、西村元照訳注「明代中期の二大叛乱」355~360、368~408頁。

松浦章「『武職選簿』に見る鄧茂七の乱」『満洲史研究通信』第6号、1997年3月、32~35頁。

車盤寨、縣治南六十里、地名車盤、有神鹿黑色、每出風雨隨之。路接福建分水關界。宋淳熙間、設巡檢司。明洪武三年裁革後、設驛。(中略)順治己亥年奏裁⁷⁸⁾。

とあり、車盤寨は古く宋代の淳熙年間(1174~1189)に巡檢司が設けられた歴史のある寨に由来する地である。

車盤を経て10時11分に五星峰、10時45分には稼軒、10時52分に永平、11時5分に鉛山県の標示を見つける。そして11時半には鉛山市の中心部の黄崗山大道に到着した(写真③参照)。市内で昼食を済ませ、12時過ぎに鉛山市の中心部から比較的近い河口鎮に到着し、河口鎮の信江に面する碼頭(写真④参照)から対岸を見るが、対岸にはマカートニーの紀行日記にみる半円形の山が見え(写真⑤参照)しかも河幅が広く水量が多いことが一見できた。

④河口鎮の現況

現在、河口鎮の信江碼頭には鉛山縣人民政府が1911年4月に設置した「河口防洪工程記」(写真⑫参照)が設けられている。同記の冒頭に次のようにある。

明初鉛河改道、匯信江于河口、兩河航運日繁、河口遂成、“貨聚八閩川廣”、“商賈雲屯雨集”之重鎮、然利興弊隨、河口地勢低洼、桃花水漲、漫街浸衢、幾不間年。…

とある。

河口鎮には明清街と呼ばれる人民中路があり、かつて明清街には200~300の商店があり棉布やお茶、様々な商品を扱う店が1949年頃まで存在したが、現在は建築形式を保存して住居として使用されている(写真⑥、⑦参照)。

特徴的なのは一階部分が際だって高く4m程ある。殆どが同様の形式で建造されている。商店として利用されていたためであろう。新修の『鉛山縣志』によれば、河口鎮が商業市鎮として大いに盛況であった時期に、その取り扱った主要商品は、紙、茶葉、藥劑などであり、五港開港後に河口鎮は漸次衰退傾向になるが、それでも咸豐・同治年間においても江西省東北部の物資の集散地としての地位は揺るぎないものがあり、安徽人の朱少峰が朱大全と言う綢緞店を、湖北人が朱怡豐布店、安徽人が石中玉南貨店、豊城人が陳隆昌廣貨店、安徽人が汪同茂布店が、奉新人が長安市麵館を開業している。光緒年間(1875~1908)には河口鎮には1,900店前後の商店があり、民国初年には2,000余家の商店があった。民国23年(1934)には河口鎮の商店は383家に減少していた。1949年5月に鉛山縣は解放されるが、7月に鉛山縣の工商科の工商登記資料の記載によれば、河口鎮で経営をしているのは47軒、かつて営業していたが現在は経営していない家が1,097家とされている⁷⁹⁾。

乾隆時代、河口鎮には茶問屋に当たる茶行、茶莊が48家あり、いずれも河に臨んで建築され

78) 同治『鉛山縣志』(1)145頁。

79) 鉛山縣縣志編纂委員會『鉛山縣志』南海出版公司、1990年9月、283頁。

ており、船に装載するのに便利な構造になっていた。これは茶行、茶荘の中でも饒、呂、郭、莊の四家が四大金剛と称せられた。河口鎮に集荷された茶葉は水運で北路は九江を経て武漢、漢口方面からモンゴル、ロシア方面に搬出され、南路は江西省内の水運と山越えの陸路によって廣州と搬出された⁸⁰⁾。四大金剛の一とされる茶行、茶荘の一家と考えられる饒家の伝記が同治『鉛山縣志』卷十八、人物、善士、善拳に見える。

饒廷標、號養和、旌徳人、國學生、幼隨父懋、遷河鎮遂家焉。標席父資、家日益富、(中略)有李徳全堂藥局、負標二千金、店事將敗、復貸千金、不敷。年又將敗、又貸數百金、以維持之。有汪佩珍開設元有雜貨店、負廣客五萬、標亦被累五千、廣客控縣追索、時邑宰吳林光、呼佩珍來、將元有・元太二店、抵歸饒姓、已立契矣。…惟元太婦標、訟既結、標見佩珍、孑身回里、心測然檢、還元太。…其他處積欠盈千累萬、標從未興訟、亦不索追、其待友也⁸¹⁾。

とあり、饒廷標の名が知られる。彼の本籍は旌徳と考えられることから徽州商人の範疇に入る父の代に河口鎮に移住してきた。父と彼の代の巨額の資産を蓄えることになり薬店や雜貨店に多額の資金を提供し、その資金の回収を計らず、さらに貸与する余裕があったことが記されているが、この饒家の家業は記されていないものの、河口鎮の状況から考え茶行、茶荘であったと考えられる。

このような巨額な資産を備蓄した茶行、茶荘を河口鎮は生み出したのである。

南京条約により上海が開港され、上海での茶貿易も可能になった直後の道光二十三、二十四年(1843、1844)に、上海で茶葉を扱った敦利號の記録に、鉛山縣河口鎮の茶商と見られるものに、李裕發、孚和号、天美号、協泰号、瑞蘭号、同興源記等の六家の名が知られる。とりわけ天美号は道光二十四年(1844)九月二十六日に632箱を届けている⁸²⁾。他の日の記録は数箱から数十箱であることから見て河口鎮茶商の集荷能力の高さが推測される。

河口鎮の明清街と呼称される人民中路の中心部に金利合薬店(写真⑧、⑩参照)がある。その建築の荘厳さから、同店の張虹さんから聞くと、1949年解放前は何氏の薬店であったが、現在は国営の薬店となっているとのことである。店や店内の建築様式(写真⑨、⑩参照)には旧時に巨額の建築費をかけたことが伺われる。

この金利合薬店に関して、新修の『鉛山縣志』に詳細に紹介されている。

金利合薬号始業于同治十一年(1872)。老板何柱成、豊城人、同治八年(1869)在河口森昌徳薬号当学徒、三年満師、自立門戸⁸³⁾。

80) 鉛山縣縣志編纂委員會『鉛山縣志』280頁。

81) 同治『鉛山縣志』(4) 1547~1548頁。

82) 王慶成「開埠初期上海外貿易の制度和概数—英国収蔵の敦利商棧等簿冊文書并考釈(下)」『近代史研究』1997年第2期(3月)、176~199頁。

83) 鉛山縣縣志編纂委員會『鉛山縣志』281頁。

とあるように、豊城縣人の何柱成が河口鎮にあった森昌徳薬店で修行をして三年後に独立して店を持ったのであった。廣信七縣には多くの薬劑を産出するので何柱成はそれらを購入して南昌や薬劑市鎮として有名な樟樹鎮などで売却した。彼はさらに福建省北部まで薬劑の購入先を拡大し、光緒元年（1875）に盧清照と共同出資で金利合店を開店させている。さらにその分店を三堡街において開店させている。これが現在河口鎮の金利合店である。さらに彼は樟樹鎮より薬劑製造の職人を呼び寄せている。光緒十一年（1885）には吉慶合と名付けた分店を開店したが、光緒十二年（1886）に盧清照と別れ、吉慶合は盧清照が、金利合は何柱成が経営することとなった。民国24年（1935）6月時点での金利合の資産は、流動資金が24万銀元、房屋が8棟、この内河口鎮に6棟があった。民国26年（1937）の雇員は30名に達したのであった⁸⁴⁾。このような歴史を有する金利合薬店の建物が2001年にも存在していたのであった。

4 小 結

上述のように、清代に廣州より欧米に向けて輸出された福建省の武夷産茶葉の集荷から陸運によって山越えて江西省鉛山縣河口鎮まで輸送された経路及び河口鎮の歴史と現況について記したが、河口鎮は清代特に乾隆時代から嘉慶、道光時代にかけて繁栄した余韻が百数十年を経た現在でも垣間見ることが出来た。

かつて茶葉が丁寧に人力によって輸送された現在の武夷山市より河口鎮までの道路は、一部舗装の立派な道路があるが、まだ車が行き交うのがやっと言えるような道路が多く、とりわけ福建省側の山間部を経て江西省へ至る道路の舗装率が低かった。ところが、内陸部の江西省は対外活動を行うのに特に物資の輸送、客運に関しては周辺の各省へ出ていく必要があるためか、道路の舗装率は高いと思われた。

清代において武夷山産の茶葉を山越えて江西省鉛山縣の河口鎮まで人力で輸送した経路は、現在江西省にとって、逆に沿海部の福建省に出るための貨物輸送や、客運のための重要な交通路の一つとなっているのである。

今回の河口鎮への調査に当たり、厦門大学歴史研究所楊國楨教授、並びに厦門大学人文学院院長陳支平教授、福建省社会科学院歴史研究所徐曉望研究員のご教示を得た。また河口鎮への調査に際しては、通訳として台北市文献委員会編纂の卞鳳奎氏（現在台湾海洋大学助理教授）の協力を得た。諸氏のご協力に感謝する次第である。とりわけ楊國楨氏と徐曉望氏とは、中国經濟史の専門家として世界的に有名な厦門大学の傅依凌教授等と1980年代に河口鎮の調査を行なわれたとのことであった。その際の成果の一端が『明清福建社会與鄉村經濟』であるとのことである。

【付記】中央研究院歴史語言研究所蔵の「明清史料」については中央研究院中山人文社会科学研究所（現在人文社会科学研究中心）湯熙勇氏より教示を得た、記して謝意を表する次第である。

84) 鉛山縣志編纂委員会『鉛山縣志』281頁。

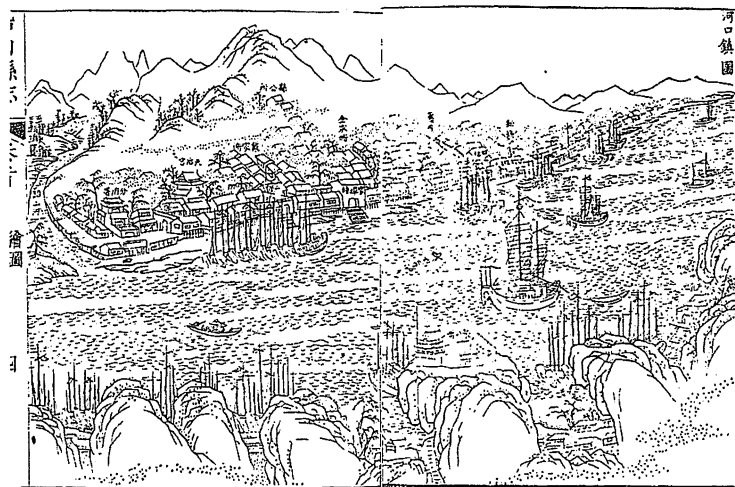


図1 「河口鎮圖」(乾隆四十九年『鉛山縣志』卷首、會圖)
乾隆四十九年『鉛山縣志』中国方志叢書、華中地方第九一〇号、(一) 38~39頁。

福建省武夷市九曲溪 2001年8月撮影

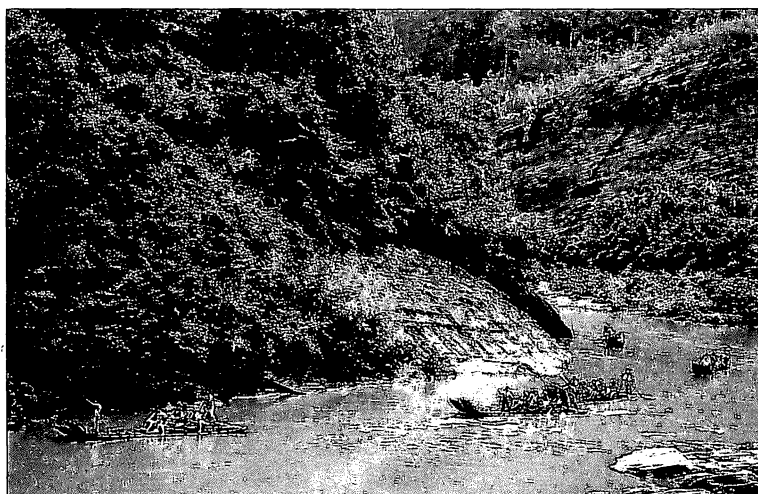
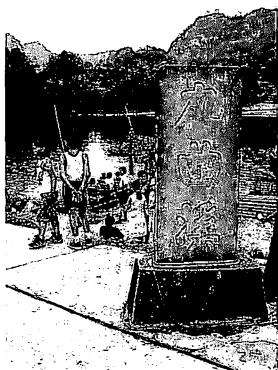




写真1 武夷山麓付近の風景

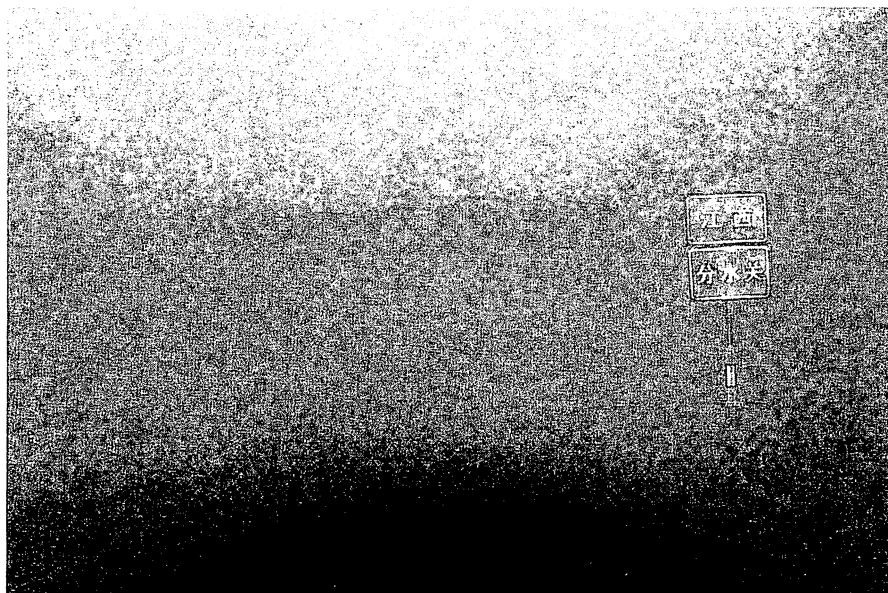


写真2 江西省・福建省の省境=分水関



写真3 鉛山縣市内

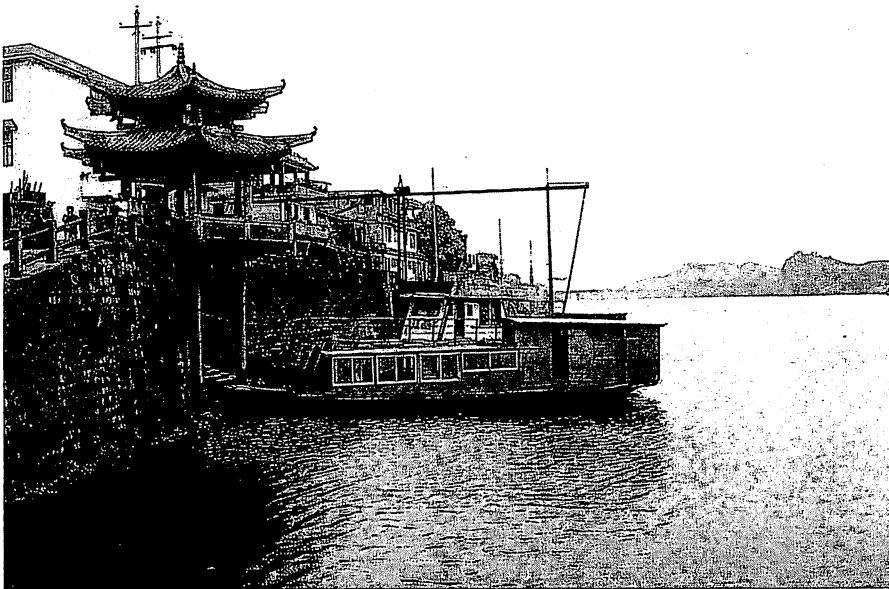


写真4 鉛河埠頭



写真5 鉛河と対岸

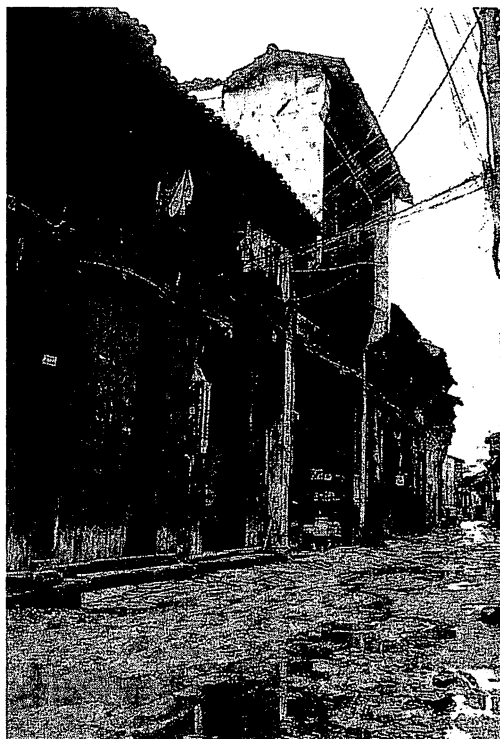


写真6 河口鎮明清街



写真7 河口鎮明清街



写真8 河口鎮・金利合



写真9 河口鎮・金利合入り口彫刻

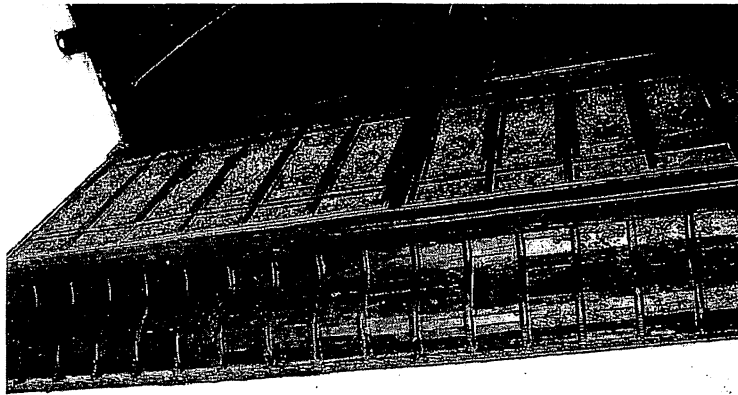


写真10 河口鎮・金利合内部の木彫

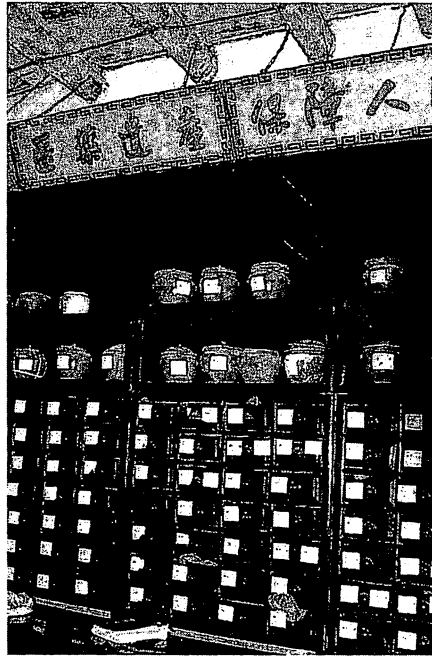


写真11 河口鎮・金利合藥劑棚

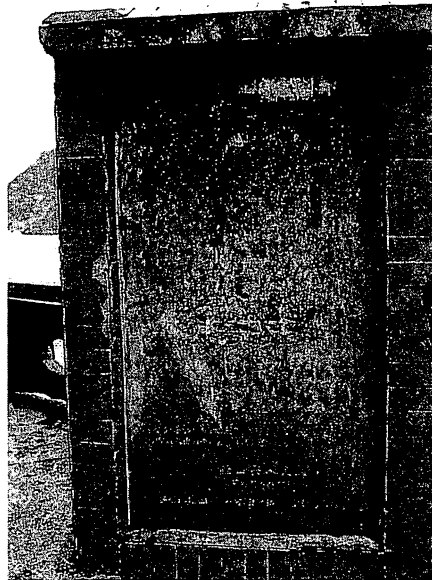


写真12 河口鎮・「河口防洪工程記」

第3章 清代内河水運における河賊・湖賊・江賊

1 緒言

中国大陸の水系は広範囲に広がり、古くから水運に利用されてきた。水運は人的交流や物流などに欠くことの出来ないものであった。

しかし、これら内陸河川などの水運航運において常に安全であったわけではない。内河においても盗賊による襲撃を受け、商船の積荷や旅客の持ち物が掠奪されている。それらの一端は右に掲げた『點石齋畫報』に収録された幾つかの畫からも見ることが容易に出来るであろう。



「殺商傳聞」（『點石齋畫報』癸集、92丁b～94丁a）

これら内陸河川や湖に出没した河賊、川賊、江賊、湖賊に関する研究についてはこれまでほとんど注目されることは少なかった。近年沿海における海賊についてはこれまで多くの業績が蓄積されてきた¹⁾が、内河水運における盗賊についての研究は多く無い。

そこで、本章では清代における内陸河川の水運航運との関係において見られた盗賊である河賊・湖賊・江賊の一端について述べてみたい。

2 清代内河水運の河賊

雍正十年（1732）七月から十一年十二月まで安徽巡撫であった徐本²⁾の奏摺³⁾によれば、

1) 松浦章『中国の海賊』東方書店、1995年12月。
鄭広南『中国海盜史』華東理工大学出版社、1999年3月。
松浦章『中国の海商と海賊』山川出版社、2003年12月。
2) 錢實甫編『清代職官年表』二、中華書局、1980年7月、1587～1588頁。
3) この奏摺は年月日が記入されていないが、『雍正硃批諭旨』第6冊に見える当該の奏摺の前に「雍正十一年七月初十日」の記述が見えることから、これは雍正十一年七月から十二月までに記されたものと思われる。

謹奏、為敬陳拏獲積盜緣由、仰祈睿鑒事。竊照安徽省壽州地方、濱臨淮河、為江南豫省水路孔道、往來商賈停泊河干、每遭劫剽、歷年以來、一歲之中、申報大盜十餘起、至數十起不等。臣密加查察訪、有一夥積盜、俱係沿河聚族、而居撐駕小舟、假以捕魚為業、散布河濱、久慣為匪、商賈不敢夜行。臣密諭廬鳳道李如蘭、到彼訪拏、該道隨雇覓客舟減、從前往臨晚行、至該州地方。即遇一夥慣盜、視為客商、拉船欲劫、經該道差役、擒獲孟二一犯、究出同夥、為匪者二十餘人。供明每遇客船停泊、即便尾隨行劫、共計劫過棉花船・米船・瓶罐船、一共十餘案。其餘搶竊之案尚多。陸續拏獲平文早等一十三名。并跟獲孫馬綽號騮花馬、孫黑綽號無天地平、小報綽號免虎坐等三名。其餘各盜、現在密檄嚴拏。臣查此輩、久匿河干、積慣行劫、且有如、此綽號實為水路大害、當將各盜、飭令臬司、嚴審劫過各案、確情追緝、餘盜定擬、具題竝分委附近佐貳人員、令廬鳳道督率前往沿河一帶、將大小漁船、取具連環、互保編列、號數嚴密、稽查其孫・平・焦・鄧等姓、聚族而居者、設立族正、不時查舉。如有違犯、一體坐罪、再令文武員弁、輪流巡哨、務期寧謐外、所有拏獲壽州積盜緣由。相應奏聞、伏祈睿鑒、謹奏⁴⁾

とある。淮河は河南省から安徽省を横断して洪澤湖を横切り現在の江蘇省へと流れて東シナ海に流入している。淮河流域の安徽省のほぼ中央に位置する鳳陽府の壽州における河盜の横行を指摘する内容である。地元の孫・平・焦・鄧等の姓で聚族を形成する彼等が、本来は漁業を生業としているが、時として河川を往来する棉花船・米船・瓶罐船や商船を襲っていたのであった。

このような事例は以下に述べるように、内河における水運航運において決して珍しい事例ではなかったようである。

(1) 江南運河の河盜

清代の内河水運において特に江南運河に見られた河盜を中心に以下述べてみたい。

雍正七年(1729)のことであるが、大運河に沿った常州府附近において河盜が発生した。

拋常州府詳、拋荊溪縣詳稱、雍正七年十月二十七日、拋浙江嘉興府平湖縣監生葉德福報、為大盜劫殺事、内称生係平湖人、帶銀三百九十兩有余、揺船一隻、同夥四人、俱上糶穀路由臺治徐舍地方、本月二十六日、船歇徐舍鎮店口河下、時及二更、忽遭大盜拾數余、兇駕船兩隻⁵⁾。

とあるように、雍正七年に嘉興府平湖縣の監生が米穀を輸送中に常州府付近で襲われた。浙江嘉興府平湖縣監生葉德福の報告によれば、雍正七年十月二十七日に大盜に劫殺されている。彼は平湖人で、銀390兩有余を持って、揺船1隻に仲間4人と搭乗し、官府へ上納する穀物を載せて、航路を臺治徐舍地方に取り、同月二十六日に船を常州府治下の徐舍鎮店口河下に停泊さ

4) 「硃批徐本奏摺」三十二丁表～三十三丁裏。『雍正硃批論旨』第7冊、文源書局、1965年11月、3953頁。

5) 『明清檔案』A43-80

せていた。そうすると二更時分において、忽然と盗船2隻が現れ、河盗10数名が襲ったのであった。おそらく大運河を嘉興府から常州府付近まで航行していた途中で河盗に襲撃されたと思われる。

雍正八年（1730）に大運河を利用して無錫より蘇州間に舟運によって豚と米とを輸送している時に河賊に襲撃されたのは次の例である。

拋蘇州府詳、拋元和縣詳称、雍正八年三月初十日、拋無錫縣民王宗元報、為裁路槍奪、叩賜通詳輯究事、内称痛身同姪王四、于今三月初九日、船載猪・米、來蘇投牙糶売⁶⁾。

とあるように、雍正八年三月初十日の無錫縣民の王宗元の届けによれば、航路上で襲撃をうけた事情を負傷した姪の王四とともに語ったことでは、同三月九日に、船に豚と米を積載して蘇州に赴き牙行のところで糶売しようとしたその深夜に盗賊の被害に遭っている。

雍正九年（1731）に武進縣の棲鸞郷の住民が水運による商業活動中に河盗に襲撃された。

拋常州府詳、拋武進縣詳称、雍正九年六月二十八日、拋棲鸞郷二十五都五面事主錢秉文・張考先報、為停舟被劫事、内称身係借本販解生理、今六月二十一日、身往戚墅堰謝茂承行内、販買麻豆餅共七十餘石、見有發票、可拋至二十四日晚、到家將船停泊河邊、二十五日、身往宜邑官村行内、探聽餅價低昂、有夥伴張考先在船看守詎料、是夜被盜、將身餅撐往羊家塘曠野地方⁷⁾。

とある。雍正九年六月二十八日に、棲鸞郷二十五都五面の被害者である錢秉文・張考先の申し立てでは、停泊中に強奪に遭っている。彼等は資金を借りて商業活動をして生計をたてていた。この六月二十一日に、大運河沿いに遭って武進縣の東南に位置している戚墅堰の謝茂承の店に行き、麻と豆餅と合わせ70餘石を購入して、現にその購入書を所持していた。二十四日の晩に家に戻り、船は河邊に停泊させておいた。二十五日に宜昌縣内に行き、価格の高低を聴いた。そして仲間の張考先が船で見張りをしていたその夜に強盗の被害に逢い、羊家塘曠野地方に連れて行かれたのである。

雍正十年（1732）に、湖州府・鎮江府間及び支流による金壇、溧陽間の航運に際し、

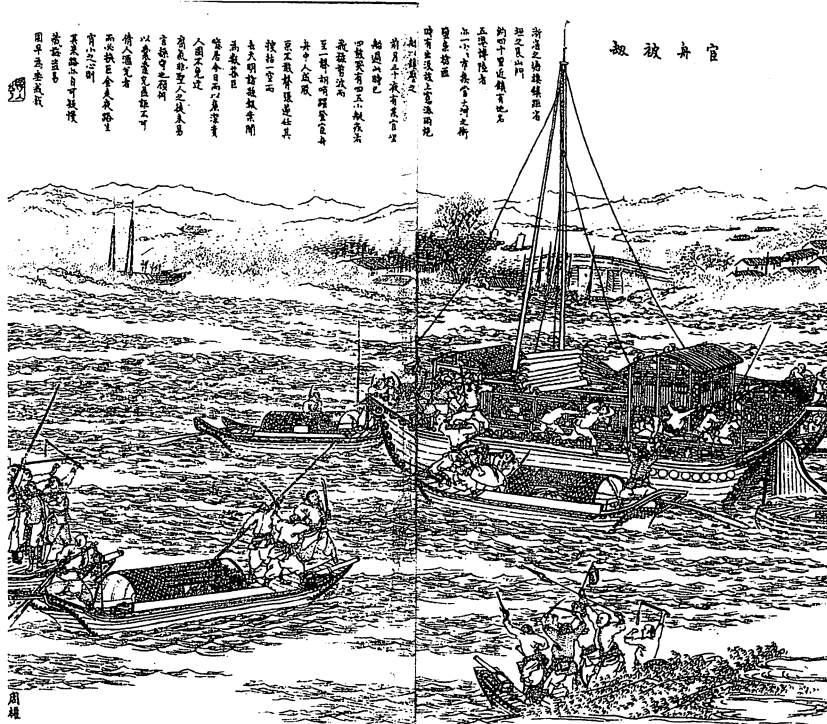
拋粟陽縣詳称、雍正十年八月二十九日、拋李大成・丁茂安報、為大盜劫殺、號詳緝究事、内称身係湖州府德清縣新市鎮居民、契本銀三百四十兩・銅錢一十二千、雇身表弟陳殿龍船隻、往金壇、採買元米、于本月二十八日、行至臺治地方、准楊樹頭村金家稻行門首歇、夜二更時分、遭盜一夥⁸⁾。

とある。雍正十年八月二十九日に、李大成・丁茂安の報告によれば、大盗賊に劫殺されたことを述べた。彼等は湖州府德清縣新市鎮の居民で、銀340兩・銅錢1,200を元手に、一族の陳殿龍の船隻を雇用して、金壇に行き元米を購入し、八月二十八日に臺治地方に行き、鎮江府溧陽治

6) 『明清檔案』 A45-40

7) 『明清檔案』 A50-94

8) 『明清檔案』 A55-61



『官舟被劫』（『點石齋畫報』乙集、85丁b～86丁a）

下の楊樹頭村の金家稻行の門首の旅舎に寄宿し、夜の二更時分に盗賊の一団に襲われた。湖州府徳清縣新市鎮の居民である李大成・丁茂安等は米穀を購入のため鎮江府下の金壇へ。おそらくかなりの航路は大運河を利用したものと考えられる。

雍正十年（1732）に、江南運河の嘉興府・蘇州府間及び支流に現れた河盜は、

扠蘇州府詳、扠元和縣詳稱、雍正十年九月十四日、扠事主梅尚臣呈、為行舟被劫事、詞稱切身嘉興府桐鄉縣人、揭販衣服、綿紬等貨、往正義・雙鳳等處、貨売回家、于九月十二日夜、舟至尹山停泊、十三日五更時分、開至臺治夾浦橋地方、遭盜一夥⁹⁾。

とある。雍正十年九月十四日に、被害者梅尚臣の申し立てでは行舟が襲われている。彼は嘉興府桐鄉縣人であり、衣服や綿紬等の品々を販売し、正義・雙鳳等處に行き売買して家に帰る途中の九月十二日の夜に舟は尹山で停泊した。そして十三日の五更時分に出発し、台治夾浦橋地方で盗賊に遭遇した。

乾隆二年（1737）に江南運河の蘇州・常州間の航運に見られた河盜は、蘇州長洲縣人の陳能約が、舟を使って常州府治下の陽湖縣まで米穀を購入に行った時に襲撃されている。

扠常州府詳、扠陽湖縣詳稱、乾隆二年十月初五日、扠陳能約稟、為行舟被劫事、内稱身係蘇州府長洲縣人、欲到楊巷史祿餘行内糴米、於本月初參日、黄昏時候、路過臺治八四房墳

9) 『明清檔案』A55-44

前港内、有大船壹隻、装盜拾餘人、各持刀棍、跳至船中、劫去銀兩等物¹⁰⁾。

とある。乾隆二年十月初五日、行舟が襲われた陳能約の申し立てでは、彼は蘇州府長洲縣人であり、楊巷史祿餘行内に赴いて米を購入しようとして、十月三日の黄昏時刻に、常州府の八四房墳前港内に至ったところ、大船1隻があらわれ、盜賊が10余人いて、それぞれが刀棍を持ち、船中に侵入してきた、銀兩等の物を強奪したのであった¹¹⁾。常州と蘇州の間は大運河では約93kmの距離がある。

乾隆三年(1738)に鎮江府丹徒縣と丹陽縣間の航運において河盜が見られる。

丹陽縣民王靖章、與浙客張姓於、乾隆參年陸月拾捌日夜、同舟行至丹徒縣辛豐金涵口地方、被案一案¹²⁾。

とあるように、丹陽縣民の王靖章と浙江省の客民の張姓は乾隆三年六月十八日の夜、ともに舟で航行し、丹徒縣の辛豐金涵口地方に至ったところ河盜の被害に遭っている。大運河水域に位置する鎮江府の丹陽縣の王靖章が、浙江のおそらく商人であった張姓とともに、彼等はおそらく大運河を航路として利用した時に盜賊の被害に遭遇したのである。

乾隆二十三年(1758)に常州府金匱縣の操船業の周安萬が輸送業を行っていた際に、常熟附近の航運中に河盜に襲撃されている。

拋蘇州府詳、拋常熟縣詳稱、乾隆二十三年二月初十日、拋金匱縣船戶周安萬稟、稱窃身操舟為業、今二月初九日、有吳靜安倩身船、載造糯米拾石五斗、在艙并造糯米三石、貯放船頭、來治糶賣、行至寶岩、時已二更、將至燒香、浜迫近西湖闊井處¹³⁾。

とあり、乾隆二十三年二月初十日に、金匱縣の船戶である周安萬が申し立てたところでは、彼は操舟を生業としており、二月初九日に吳靜安に雇われ造糯米拾石五斗を載せ、さらに船艙には造糯米三石があった。これをもって交易のため寶岩に赴き、時すでに二更ころに、燒香しようとしたところ、常熟縣治下の西湖闊井に近づいた際に同地で被害に遭遇した。

乾隆二十三年(1758)に丹陽縣人の周以興と商売仲間の阮君弼等は船でかなりの行程を大運河によって常熟に行き、その帰りに常熟で別の船を傭船した際に河盜に襲われた。

拋鎮江府詳、拋丹陽縣詳稱、案於乾隆二十三年三月初四日、拋周以興報稱、窃身丹徒縣人、皆夥阮君弼、由常熟賣貨回里、於三月初一日、在常熟順搭徐受舍船隻、初三日、在憲治馬橋停泊、是夜被盜。』¹⁴⁾

この事件は乾隆二十三年三月四日に発生した。周以興の報告では、彼は丹徒縣人で仲間の阮君弼と共に常熟で貨物を賣却し、丹陽縣に帰郷しようとし、三月初一日に常熟縣の徐受舍船隻

10) 『全国交通營運線路里程示意圖(第二版)』人民交通出版社、1978年8月、9、浙江省(杭嘉湖地区)39—40頁。

11) 『明清檔案』A82-17

12) 『明清檔案』A87-36

13) 『明清檔案』A198-007

14) 『明清檔案』A198-6

に乗船して、初三日に鎮江戸府治下の馬橋停に停泊していたところその夜に河盗による被害を受けた。

次に道光元年（1821）同一犯による三件の客船の江南運河における襲撃事件である。

呉江縣報案内開、道光元年十一月初九日、拋事主震澤縣民陳景源報稱、伊往嘉興置貨、十一月初七夜、船至呉江吉慶地方、被盜、…同日又拋事主馬秉彙呈稱、伊載貨船至嘉興交卸、十一月初七夜、至呉江七里湾地方、被盜。…同日又拋事主浙江仁和縣民徐春泉報稱、伊由蘇州回籍、十一月初七夜、船至呉江唐家路地方、被害。…¹⁵⁾

とある。道光元年十一月初九日に、被害者である震澤縣民の陳景源は嘉興に行き商品を購入して、十一月七日の夜に、船が呉江の吉慶地方において盜賊の被害にあった。七日また被害者の馬秉彙は貨物を載せて嘉興に至り取り引きして、同日の夜に、呉江七里湾地方に至って盜賊の被害にあった。同日にまた被害者の浙江仁和縣民である徐春泉の報告に拠れば、彼は蘇州より浙江に戻る際、七日の夜に、船が呉江唐家路地方で被害に遭っている。

道光十七年（1837）に鎮江・杭州間に見られた河盗について、

拋蘇州知州汪云任詳、拋長洲縣知縣景壽春詳稱、道光十七年八月初一日、拋地保張漢山報、拋丹徒縣職員郭凌運・民人陶以交等報稱、伊等合雇陳添桂船隻、往浙江置買煙葉、八月初一日黎明、行至長洲縣潘家角地方、被逃駕船¹⁶⁾。

とある。道光十七年八月初一日に、地保の張漢山と丹徒縣職員の郭凌運と民人の陶以交らは共同して陳添桂の船隻を雇って、浙江に行き煙葉を買い入れ、八月初一日の黎明に、長洲縣の潘家角地方に至って被害に遭遇する。この事例は、鎮江府治下の丹徒縣の職員と民人が共同して船を傭船して浙江まで行ってタバコの葉を購入し、長江に近い鎮江付近から杭州までの大運河を航行していて蘇州付近で賊に襲われた。

清末に上海で発行されていた新聞である『中外日報』第1822號、光緒二十九年七月十六日（1903年9月7日）付の「外埠新聞」の条に見る「航船被盜」に次の記事がある。

航船被盜○自省垣至塘西鎮、向有來往航船。某夜忽來盜船一艘有盜十數人、持械登航船、劫奪衣物・銀洋若干。次晨即將衣物、在鎮上典當、致被拘獲四人、餘俱逸去、其四人已解。仁和縣實候辦¹⁷⁾。

とあり、杭州省城の省垣より塘栖鎮には以前より航船が往来している。ある夜忽然と盜船一艘が現れ盜賊十數人が武器をもって航船を襲撃してきた。彼らは衣物や銀洋若干を劫奪した。翌朝その衣物をもって直ちに塘栖鎮の典當に行き金に換えようとしたが、賊のうち4人が拿捕され、ほかの者たちは全て逃げ去り、その4人はすでに官憲に拿捕された。光緒二十九年（1903）に杭州から大運河沿いにある塘栖鎮との間を航行していた航船が賊船に襲撃した記事である。

15) 中国第一歴史檔案館所藏・「刑部檔案」七〇七五案卷

16) 中国第一歴史檔案館所藏・『刑部檔案』七一三六案卷

17) 『中外日報』第一八二二號、光緒二十九年七月十六日、1903年9月7日、「外埠新聞」

塘栖鎮は杭州から水路26.4km¹⁸⁾あった。

『時報』己酉（宣統元、1909）十二月二十一日「地方通信」の「嘉興通信」に見える「白日槍劫」によれば、江南運河の嘉興府・蘇州間における航運における河盗について、

嘉興航船之開往蘇屬蘆堰鎮、十六日裝載各貨、及搭客、行至離鎮七、八里之遙時未日沒突來盜船兩隻、盜匪十餘人、各執快槍欄住槍劫現洋二百餘元、火退錫箔各物、悉數取去並盡剥船中各人衣服該船遭此盜禍祇得開回禾中再行報案¹⁹⁾。

とある。宣統元年（1909）十二月に嘉興の航船は蘇州府治下の蘆堰鎮との間を往来航行していたが、十六日に各客の荷物を装載して、また客を搭乗させ蘆堰鎮から七、八里のところまで日没になった。その時、突如盗船2隻が現れ、盗匪が10餘人の各々が快槍を持ち乱入し、現洋200餘元や火退錫箔各物を掠奪した。それにとどまらず、乗客の衣服までも奪い取ったのであった。



「計破賊船」（『點石齋畫報』元集十一）



「劇賊神通」（『點石齋畫報』亨集二）

（2）江北水域の河盗

長江以北の江北水域における清代民衆の航運活動において河盗の事例が見られる。通州から常州への航運における事例として、

拋蘇州府詳、拋常熟縣詳称、乾隆八年十月二十九日、准如阜縣関開、本年十月二十二日、

18) 『全国交通營運線路里程示意图（第二版）』人民交通出版社、1978年8月、9、浙江省（杭嘉湖地区）41頁。

19) 『時報』己酉（宣統元、一九〇九）十二月二十一日「地方通信」「嘉興通信」

拋蔡基汶呈、為拋實報明事、内称切身胞弟蔡基龍、有如字八號船一隻、于南河周家港、今十月十五日、身將壯猪・棉花・黄豆等物、令弟同水手陳宏遠等、運至常熟縣六院鎮發賣、至十六日、天將明時、行至普玉沙南尋與沙北霞、有匪船一隻²⁰⁾。

とある。乾隆八年（1743）十月二十九日に、如臯縣の連絡では、十月二十二日に、蔡基汶のいこの蔡基龍は、如臯縣に登録した如字八號船一隻があり、南河周家港において、今十月十五日に、自ら壯猪・棉花・黄豆等物を載せ、義弟で水手の陳宏遠等とともに、船で輸送して常熟縣六院鎮に至って積み荷を売却した。十六日になり、空が明けようとする頃に、普玉沙南尋與沙北霞に至ったが、そこに匪船一隻がいたのであった。江蘇省の通州治下にある如臯縣の住民である蔡基龍が、自己所有の船で、常熟縣へ豚や綿花を載せて交易に赴いていたことが判る。この場合、如臯縣より長江までは江北の水路、そして長江を横断して江南の水路を利用していたと考えられ、その際の河盜の襲撃であった。

鎮江府と常州府靖江間における水運航運の際の河盜の被害について、

拋常州府詳、拋清江縣詳称、乾隆拾壹年八月貳拾參日、拋鎮江府丹徒縣米客朱元吉稟、為稟明被盜情由事、内称窃身借本上運漕晏燦郁行買稻并[米造]米、雇梁山船、裝至大橋董世高・朱超凡行内、雇王成裕船、裝送江南、因風水不便、本月貳拾壹日晚、停泊爛港口江心陰沙。不料夜深潮長。身等熟睡、被盜²¹⁾。

とある。乾隆十一年（1745）八月二十三日に、鎮江府丹徒縣の米客である朱元吉は上運漕晏燦の資本を借り、郁行で稻と糙米を購入し梁山船を雇用して、装載し大橋董世高・朱超凡行内に到り、王成裕の船を雇用し江南に輸送するが、風水不便のため、八月二十一日晩に爛港口江心陰沙に停泊していたところ深夜になり潮が満ち熟睡していたところ河盜の被害にあった。鎮江府の米商人が米穀の買い付けに常州府靖江縣治下の赴き、江南に輸送する途中に靖江治下で河盜に遭遇したのであるが、常州府の靖江縣は長江以北にあり、ここに鎮江からの米商人が米穀の買い付けに来るためには少なくとも一部の水路は長江を利用せざるを得ない。江北・江南間の米穀の輸送中に河盜の被害に遭った例である。

揚州府治下における水運航運の河盜被害について、

拋揚州府詳、拋甘泉縣詳称、乾隆二十三年八月初二日、拋事主黄魯卿稟称、窃身籍属徽州、同店夥汪學等、代客運木、停泊邵伯後河、候風過湖、八月初一日、二更時分、俱各睡熟、被盜²²⁾。

とある。被害者黄魯卿の本籍は徽州に属し、同店の仲間汪學等と、客に替わって木材を運送するため、乾隆二十三年（1758）八月初二日に邵伯後河に停泊し、風を待ち湖を航行しようとしていた。八月初一日の二更時分に、全員熟睡していたところ河盜の被害にあった。これは徽州

20) 『明清檔案』A132-28

21) 『明清檔案』A145-73

22) 『明清檔案』A198-118

商人の木商が木材輸送に関与し大運河沿いの西側で揚州の北、高郵の南にある邵伯湖で盗賊の被害に遭った具体例である。

淮安府治下における水運航運の河盜被害に関しては、

鹽城縣城外、行舟被盜… 擲淮安府知府陶易詳、擲鹽城縣知縣朱洛臣詳稱、乾隆三十九年六月初六日、擲事主生員王紀報稱、本月初壹日、生坐王凡船隻往淮、彼晚船至相近流均溝口地方、遇有壹船在船伍人、阻生去路、壹人上船、將生拉出船艙、生同船戶王凡、驚落下水。…被盜處所、相距縣城、壹百肆拾里、並無村舍、亦無墩防營汛²³⁾。

とある。淮安府知府の陶易の上申書中に見える鹽城縣知縣朱洛臣の上申書によれば、乾隆三十九年（1774）六月初六日、被害者である生員の王紀は六月初一日に、彼が王凡の船に搭乗して淮安府に行こうとしていた。その夜に船が溝口地方で河盜に遭遇し、その盜船の5人が王凡を拉致した。被害の地は鹽城縣城から140里のところで、村舎も無く、監視の汛地も無いところであった。鹽城縣の生員が上級府の淮安府に赴くために船舶を使用しているが、現在でも鹽城と淮安の間は、直線距離で70余kmもある。陸路では138kmであるのに、水上航路距離では120km程²⁴⁾で、水路が輻輳しているため陸路より水路の方が遙かに便利であったろう。

3 湖盜と江賊

(1) 太湖の湖盜

また江南の代表的な湖である太湖湖面における盜賊である湖盜の例も知られる。雍正十年（1732）江南の大きな湖である太湖における航運に見られた湖盜について、

擲鎮江府詳、擲漂陽縣詳稱、雍正十年正月二十七日、擲沈大倫稟、為叩緝恩追事、詞稱身係杭州海寧縣人民、契本往高淳口上、糶買秈米、于本月二十六日、行至歇、到二更時分、遭大盜架廠船二隻²⁵⁾。

とある。雍正十年正月二十七日に、沈大倫の供述によると、彼は浙江省杭州府海寧縣の人で、高淳口に行こうとして、秈米を購入して、本月二十六日に、旅舎に至り、二更時分になって、大盜架廠船2隻に遭遇した。浙江省海寧縣の民が鎮江府下の溧陽縣下で事件に遭遇したのであるが、彼の取った航路を考えた場合、海寧から嘉興府に出て大運河を鎮江府下の丹陽縣付近まで行き、そして金壇運河・崑論河、すなわち現在の丹金粟漕河を経由して溧陽縣に至る航路が考えられ、あるいは一部太湖を横断し荆溪に入り宜昌を経て溧陽に至る航路が考えられるが、その際に湖盜の2隻に襲撃されたのである。

23) 『明清檔案』 A222-122

24) 『江蘇省地図冊 最新版』 広東省地図出版社、1997年3月。

『全国交通營運線路里程示意圖（第二版）』 39、132頁参照。

25) 『明清檔案』 A52-44

常州府荆溪・浙江省間における太湖航運に際しての湖賊の被害の例として、

拠常州府詳、拠荆溪縣詳称、雍正十年九月二十九日、拠沈有徳報、為報明失窃事、内称身係浙民借本投治販猪生理、于本月二十八日夜、船泊宜農橋地方、意欲投楊令望牙行買猪²⁶⁾。

とある。浙江省の住民である沈有徳は、資本を借りて豚を購入し販売する仕事をしてい

た。雍正十年（1732）九月二十八日の夜に、船を宜農橋地方に停泊し、牙行の楊令望のもとに至り豚を購入する予定であったが、その航運中に湖盗に襲われたのである。常州府は江蘇省の南邊で遑って浙江省の北邊とは境を接しており、太湖沿岸に位置するから太湖が水路交通になっていたと思われる。

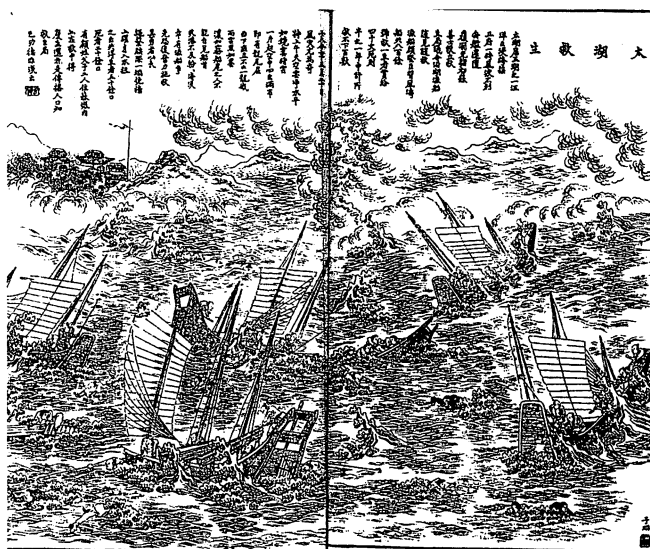
蘇州・宜興間においての太湖航運中に湖盗に襲われた事例として、

拠無錫縣詳称、雍正十年十月十二日、拠呂天長稟、為停舟被劫事、内称身係杭州府仁和縣民、于本年九月二十八日、在蘇州雇張太船一隻、往宜興、販買秬穀、二十九日夜、船泊臺治盛店橋地方、身與船戶熟睡、被盜²⁷⁾。

とある。雍正十年（1732）十月十二日に、呂天長の申し立てでは、停船中に強盗の被害を受けたとのことである。彼は杭州府仁和縣の民であり、九月二十八日に、蘇州で張太船一隻を雇って宜興に赴き秬穀を購入し、二十九日の夜に船を臺治盛店橋地方に停泊させていた。彼と船戸とは熟睡していたところ、盜賊の被害にあった。浙江省杭州府仁和縣民の呂天長は蘇州に来て船を雇って宜興に至っている。蘇州と宜興とは太湖を挟んで東西に対峙する地であるので、この船は太湖を横断している時に湖盗に襲撃されたと思われる。

浙江湖州・常州府荆溪間の太湖航運において浙江省烏程縣の民が船を使用し交易活動中に荆溪縣治下で湖盗に襲われた例である。

拠常州府詳、乾隆八年十一月二十七日、拠浙江湖州府烏程縣民孟廷賢・范世忠報、為報明事、内称身等籍烏程、合本貿易、于本月二十六日夜、船至荆溪縣、泊于治下徐舍鎮地方、



『太湖救生』（『點石齋畫報』 辛集、27丁b～28丁a）

26) 『明清檔案』 A55-58

27) 『明清檔案』 A55-59

不意是夜三更時分、身等睡臥被盜²⁸⁾。

とある。乾隆八年（1743）のことである。浙江湖州府烏程縣民の孟廷賢と范世忠との本籍は烏程縣に在り共同経営で貿易をしていた。十一月二十六日の夜に、船を荊溪縣に進め、荊溪縣の治下の徐舍鎮地方で停泊していたところ、不意にその夜三更時分に彼等が睡眠中に盜賊に襲われたのであった。烏程縣と荊溪縣との位置関係は、烏程縣は浙江省治下で太湖のほぼ南辺にあり、荊溪縣は常州府治下で太湖の西辺にあたり、徐舍鎮は荊溪に沿い荊溪縣も荊溪の沿って徐舍鎮は荊溪縣のさらに上流に位置する。荊溪が水路として、そしておそらく太湖湖面が水路として航路に利用されていたことは確実であろう。

荊溪縣治下の太湖航運の際に、特に太湖が宜興と浙江省内の地域を結ぶ水運の重要な航路になっていた。その太湖航運中の湖盜の被害が次のものである。

乾隆拾五年拾壹月拾八日、訪得卑（荊溪）縣烏溪相近之湖面、於初玖日夜、有米船被劫之事、随移會営汛協查去後、式拾壹日、拋典史孫[王王]詳称、拾壹月拾貳日、拋宜興縣開上區拾圖吳加升稟、為失窃首関叩詳緝追事、詞称身准宜邑船、載[米造]米肆拾柒石、往浙貨賣、於本月初玖日夜、泊船烏溪地方、是夜睡熟、被賊鑽入²⁹⁾。

乾隆十五年（1750）十一月十八日に、荊溪縣が聞き及んだところでは烏溪に近い太湖の湖面において九日の夜に米船が襲撃されたとのことであった。直ちに営汛に通知し調査したところ典史の孫珏の報告では、十一月十二日に、宜興縣開上區拾圖の吳加升の申し立てで、窃盜の被害を受け逮捕を求めた。彼の申し立てでは、彼は宜興船に糙米47石を載せて、浙江へ行き貨物を賣却し九日の夜に、船を烏溪地方で停泊させていた。彼等が熟睡していたところ賊に襲われたのであった。宜興縣の吳加升が宜興縣の船を傭船して糙米47石を輸送し、浙江に行つて売却し帰郷する際に荊溪縣治下の太湖湖面の烏溪地方で湖盜に襲撃されている。

太倉州・常州府間における太湖航運の際の湖盜について、

拋常州府詳、拋荊溪縣詳、乾隆貳拾四年肆月貳拾九日、拋吳縣民邱殿玉稟称、窃身係寶山縣唐逸恭米店帮夥、於本月肆月貳拾四日、店主令身出外糶米、雇瞿大成船隻、帶有銀錢柒百餘金、於貳拾八日、行至洛城橋地方停泊、不意、於是夜更深時分、被盜多人³⁰⁾。

とある。吳縣民の邱殿玉は寶山縣の唐逸恭米店の帮夥であった。乾隆二十四年（1759）四月二十四日に、主人の命令で米を購入するため瞿大成の船隻を雇用して銀錢700餘金を持ち、二十八日に荊溪縣治下の洛城橋地方で船を停泊させていた。時刻は深夜であり不意に湖盜の多数に襲撃された。蘇州府治下の吳縣民の邱殿玉は太倉州治下における寶山縣の唐逸恭米店の店員であり、主人の命令で太湖の西にある常州府荊溪縣まで米穀を購入するために銀を持参して出かけ運送用の船を雇用したもので、途中の水運の航路として太湖を横断している可能性が高

28) 『明清檔案』 A132-76

29) 『明清檔案』 A171-119

30) 『明清檔案』 A200-58

いと思われ、その際に湖盗に襲撃されたと考えられる。

(2) 長江の江盗

嘉慶三年（1798）に長江の江寧府江寧縣と安徽省寧国府間で見られた江盗について、

拋江寧府詳、拋江寧縣詳称、窃照卑職、於嘉慶三年八月式拾柒日、…拾壹月初參日、准上元縣移開、拾月式拾日、奉本府押發被劫船戸王傳生等下縣、隨訊、拋王傳生供称、係涇縣船戸、在江寧攬載陳福等貨物、前赴旌德縣交卸、於拾月拾九日、式更時分、舟泊江寧縣雙開洲地方、被盜持械上船³¹⁾。

とある。被害者の王傳生は安徽省寧国府涇縣の船戸で江寧・南京において陳福等の貨物を積載し、同じ寧国府治下の旌德縣に赴き荷下ろした。嘉慶三年十月十九日の二更頃に、舟を江寧縣の雙開洲地方に停泊していたところ河賊が武器を持って舟を襲撃してきた。舟が襲撃されたところは江寧即ち南京城下の長江水域であり、襲われた船戸王傳生は安徽省寧国府治下の涇縣の人であった。蕪湖附近で長江に流入する河川に青戈江があるが、その中流に涇縣がある。涇縣で青戈江に流入する河川が涇水であり、旌德縣は涇水の上流部にあたる。王傳生は安徽省内の河川水運と長江水運を利用していた船戸であった。

嘉慶十三年六月九日付の湖南巡撫景安の奏摺に「沿江行劫盜犯」に関する報告がされている。そこで、長江水系で見られた江賊の事例について検討してみたい。

湖南洞庭湖水面寬濶、向爲盜賊出沒之所、商旅每受其害³²⁾。

と、景安が記すように、湖南の洞庭湖は湖水の水面は極めて広く、古くから盜賊が出沒する水域として知られていた。そのため湖面における水運を利用する商人や旅人が被害を受けてきたのであった。

劉老四、即劉學明、籍隸武陵縣、駕船營生、嘉慶十年間六月内、前赴湖北沔陽州、至素識之蔡大華家、有正法之賈幟雄・王大五・瞿老八、在逃之謝老十、先後走至蔡大華起意、令各駕船往下游江面行劫³³⁾。

とあるように、劉老四こと劉學明は湖南省の常德府武陵縣に籍があり、もともと航運業で生計をたてていた。おそらく武陵縣の東に隣接する洞庭湖などの水運を利用して船舶航運を行っていたと思われる。その彼が嘉慶十年（1805）の六月ころに、湖北省の漢陽府の沔陽州に赴き知り合いの蔡大華の家に至った。そこで賈幟雄・王大五・瞿老八・謝老十などと、蔡大華の発案で長江下流域に赴いて船を襲撃する話がまとまった。そして彼らは行動を起こすことになる。獲得品の分配は、

伊（蔡大華）弟蔡大珍出船一隻、言明劫得贓物、每船分給蔡大華、半股其餘按股均分³⁴⁾。

31) 『明清檔案』A283-44

32) 台湾・国立故宮博物院『宮中檔嘉慶朝奏摺』第19・20輯、第29冊、714頁下。

33) 国立故宮博物院『宮中檔嘉慶朝奏摺』第19・20輯、第29冊、715頁上。

とあるように、蔡大華の弟の船を使い、獲得品は蔡大華が全体の半分、残りの半分は参加者で均等に分与するものであった。そしてさらに次の人々を加えている。

俱各應允劉老四轉邀、已獲發遣之張五・劉大僕・余麻子・周二、未獲之周三・周公・李公八人同坐一船。賈輞雄既邀已正法之賈老三・黃士隴・陳六、未獲之陳麻三・楊跛子・黃陂・麻子・游大八人同坐一船。王大五轉糾已正法之張老滿・王小四・丁老大・丁小么・耿老三・陳老二、在逃之王老滿八人同坐一船。瞿老八轉糾已正法之陳長二・艾梅・彭鬍子發遣之蔡老七、未獲之彭么・楊順善・徐開太八人同坐一船。謝老十邀同已正法之賈老二・賈老四・向老么・丁老二・謝三兒・劉麻子同坐一船。於七月初七日開行。蔡大華・蔡大珍均未同行。十一日夜、駛至大冶縣江面、王大五・謝老十兩船落後。劉老四・賈輞雄・瞿老八三船、上前至道士洲貓磯港。有江西客民嚴軼群貨船、在彼灣泊。劉老四等三船、盪攏分派陳六等、各在本船接贓、劉老四・賈輞雄・賈老三・黃士隴・陳麻三・楊跛子・黃陂・麻子・瞿老八・陳長二・艾梅・彭么・彭鬍子・楊順全等、各持械過船、劈破艙板、刮出衣箱什物。交陳六等通回開行駛至廣濟縣江面。劉老四・瞿老八兩船落後、賈輞雄・王大五・謝老十三船、前抵武穴鎮³⁵⁾。

とある。最初の襲撃は長江水域で行われた。それは武昌府大冶縣の道士洲の猫磯港において行われた。道士洲は、武漢から長江を下り、さらに黄州を経て現在の黄石市に近い長江水域である。ここは湖北省内であるが、さらに長江を下ると江西省の九江に至る所であった。この道士洲の猫磯港において停泊中の江西貨船を襲撃したのであった。衝撃の状況は、「各持械過船、劈破艙板、刮出衣箱什物」とあるように、劉老四等十余名が武器を持って船を襲い船艙を破壊し衣類や什物を略奪したのであった。

そして、さらに長江を下降し黄州府の長江流域の武穴鎮において襲撃した。

行劫四川職員田慶元船内銀兩衣物。十四日、五船同泊。江西德化縣屬姜家套經該處巡江兵役見、而盤問追擊賈輞雄・王大五・謝老十三船、掛篷駛逸劉老四・瞿老八兩船、因無風篷、恐被追獲均各棄船上岸分路奔逃³⁶⁾。

とある。さらに彼等は武穴鎮附近にいた四川職員の田慶元の船を襲撃し銀兩や衣物を略奪したのであった。ところが七月十四日に彼らの内の五船が停泊していたところ、江西德化縣屬姜家套の長江における巡視船から不審な船と見られ、訊問を受け追求され賈輞雄・王大五・謝老十の3船が拿捕されたのであった。しかし劉老四・瞿老八の2隻は船で逃れよとしたが、あいにく無風であったことから、上陸して逃亡したのであった。

これが湖南・湖北を舞台とした河属・江賊らの顛末である。

34) 国立故宫博物院『宮中檔嘉慶朝奏摺』第19・20輯、第29冊、715頁上。

35) 国立故宫博物院『宮中檔嘉慶朝奏摺』第19・20輯、第29冊、715頁上下。

36) 国立故宫博物院『宮中檔嘉慶朝奏摺』第19・20輯、第29冊、715頁下。

4 小 結

清代における水運航運の進展は、人的交流や物質流通において大いに貢献していたのであるが、その反面、それらの人的移動や物流を阻害するものが上述の事例に数多く掲げた河盗や湖盗さらには江盗の存在であった。これらの盗賊は長江や大運河やそれに連なる水系において、人々を襲撃し金品を略奪するのみならず、時には人物を拉致し、物流の重要な貨物を略奪するな



「盗舟贖妓」（『點石齋畫報』貞十二）

どの行為を行ったのである。その具体的な方法は、先に掲げた嘉慶十三年（1808）六月九日付の湖南巡撫景安の奏摺に見られた「沿江行劫盜犯」の衝撃の状況である。そこでは「各持械過船、劈破艙板、劫出衣箱什物」とあるように盗賊が武器を持って船を襲い、船艙を破壊し衣類や什物を略奪するのが一般的形態であったと思われる。

このような河盗・湖盗・江盗などの被害の記録が本書の各章で述べた清代内河における水運航運の具体的事例とも重なっているのも皮肉な事実と言えるであろう。

最後に河盗による人物拉致の事例を、『點石齋畫報』貞十二に見える「盗舟贖女」を参考に掲げておきたい。これは妓女が河盗によって拉致された状況を描写している。